

# 淀川水系河川整備計画に基づく 事業等の進捗点検結果説明資料

(人と川とのつながり、河川環境、利水、利用)

平成25年1月25日

近畿地方整備局

## 人と川とのつながり

点検項目	日常からの川と人のつながりの構築
観 点	河川レンジャーの進捗状況
指 標	河川レンジャー選任システム・在籍人数 河川レンジャーと住民・住民団体との交流内容・回数

# 人と川とのつながり<河川レンジャー>

## 河川レンジャーとは

### 【目的】

行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズを収集する等、人と川とのつながりを深める。

○地域の情報・知識に精通、住民と行政をコーディネート

川との係わりが深く、川に関する様々な取り組みの主導的な立場にあって、住民と行政とをコーディネートできる地域の情報や知識に詳しい人です。

○自らの意志と責任のもとで活動

河川レンジャーは、河川管理者の代理人ではなく、自らの意志と責任のもとで、個性と特性を活かした活動を行います。

○住民参加による川の管理・信頼関係の構築

住民と行政が日常的な信頼関係を築き、住民参加による川の管理を目指して、住民と行政との橋渡し役となることも河川レンジャーの務めです。



## 河川レンジャーの取組経緯

各事務所における取組経緯：

- 淀川
- 琵琶湖
- 猪名川
- 木津川上流

平成15年	淀川水系流域委員会にて「河川レンジャー制度」が提言 ・淀川管内にて試行河川レンジャーを2名選任
平成16年	河川レンジャーの枠組みを定めた運営要領を策定 ・試行河川レンジャー2名による活動を伏見出張所管内にて実践  猪名川河川レンジャー準備会を発足 ・河川レンジャーについて役割や制度等について議論を開始
平成17年	琵琶湖河川レンジャー制度検討委員会を発足 ・河川レンジャーの役割や制度について議論を開始  猪名川河川レンジャー運営検討会を発足 ・猪名川河川レンジャー3名を任命し、試行活動を開始
平成18年	淀川管内河川レンジャー推薦委員会を開催 ・地元行政機関又は淀川河川事務所が希望者を対象に河川レンジャー候補者を推薦 淀川本川の5つの出張所の管轄区域毎に、河川レンジャー会議を設置 ・各運営会議で河川レンジャー候補者を審議し、河川レンジャーとして14名を任命  琵琶湖管内にて河川レンジャー制度を実施 ・5名の琵琶湖河川レンジャーを任命 河川レンジャーアドバイザー委員会を発足 ・河川レンジャーの活動を審査、助言などを行い、制度（案）の運用を開始
平成19年	第1回目の河川レンジャーを公募 ・一般から河川レンジャー希望者を募り、河川レンジャー講座の受講や推薦委員会の審査を経て任命  木津川上流管内河川レンジャー懇談会を発足、公募開始 ・河川レンジャーの役割や制度を記した運営要領（案）を策定
平成20年	木津川上流管内にて河川レンジャー制度を実施 ・2名の木津川上流河川レンジャーを任命
平成22年	河川レンジャーアドバイザー委員会を河川レンジャー制度運営委員会に改称 琵琶湖河川レンジャー活動要領を策定

# 人と川とのつながり<河川レンジャー>

## 河川レンジャーの活動【H21～H23】

河川レンジャー活動の特徴：  
 ●自らの得意分野・能力を活かした活動  
 ●自ら考えた活動計画に沿って実践  
 ●河川に係わる様々な活動を対象

### ◆防災の推進を図る活動

- 防災意識の啓発
- 自主防災活動の活性化



家庭でできる簡易水防工法（寝屋川市点野地先）

### ◆川の管理を支援する活動

- 不法投棄の監視
- 河川利用者への安全指導
- 河川美化 等



水辺の安全パトロール（高槻市三島江地先）

### ◆川的环境保全を図る活動

- 環境啓発（自然観察会等）
- 動植物の保護、貴重種の監視
- 水質監視・測定



城北ワンドでの外来種除去



猪名川クリーン作戦（猪名川町地先）

### ◆川の歴史・文化を普及・啓発する活動

- 歴史・文化教室
- イベント
- 河川啓発（体験学習、出前講座等）



川を見て、知って、楽しんで、考える川の旅「リバーウォーク」（芥川 高槻市西大樋地先）



防災出前講座（猪名川町大島小学校）

### ◆川づくり・人づくりへの参画・支援する活動

- 住民等の河川整備の計画段階からの参画・支援
- 川の人材育成（体験学習、出前講座等）



地域の川を考えるワークショップの開催（伏見区淀地先）

# 人と川とのつながり<河川レンジャー>

## 地域住民と行政をつなぐ活動：琵琶湖河川レンジャーの例

### ◆瀬田川の課題について協働する場づくり（平成20年～現在）

琵琶湖河川レンジャーは、瀬田川周辺の地域住民と河川管理者が瀬田川に対しての想いや課題を共有するために、連携・協働する「場」をつくり、最終的には、住民と行政が日常的な付き合いのなかで必要に応じて「場」を作っていくような仕組みをつくることを目的とした活動を実施している。

○現場における課題共有のため実施した地域住民の方と河川管理者との協働草刈り（H21・22）と意見交換会（H21～23）

地域住民は瀬田川を利用する際の安全性や景観の観点で、河川管理者は河川管理施設の安全性の観点で、草刈りを必要としている。河川レンジャーによる地域住民や行政へのヒアリングや意見交換の場で、そのような「河川管理に対する考え方や想いを共有できていない」ということに気づき、河川レンジャーが「協働草刈り」を提案。その「場」を実施するための準備や調整、当日の意見交換会の進行などを実施した。意見交換会で出された瀬田川の管理方法などに対する意見やアイデアなどをとりまとめ、事務所担当課と今後の方向性について調整を行った。



### ○住民の参加による瀬田川安全点検の実施と意見交換会（H22）

平成21年度に実施した意見交換会で地域住民から瀬田川散策路などの危険と感じている箇所について意見があった。従来、河川管理者のみで行っている「安全利用点検」に地域住民も参加してもらうことを、河川レンジャーが提案し、河川レンジャー主導により、点検当日までの準備や広報、地域住民から聴取した意見やそれに対する事務所の考え方をとりまとめた。河川管理者は、その意見を元に対応できるものについては、対応策を実施した。



## 川の環境保全と河川利用に係る活動：淀川河川レンジャーの例

### ●三島江地区切り下げ意見交換会（平成22年1月～平成23年7月）

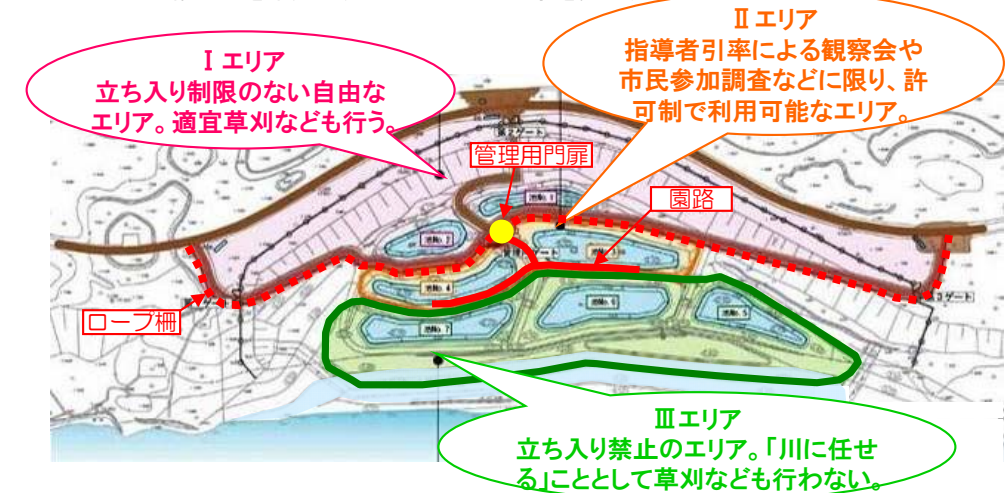
三島江地区では、河川の豊かな自然環境を創出・再生するため、平成14年度に高水敷切り下げ工事を行い、切り下げによる自然再生の評価についてモニタリングを実施していた。

現場のモニタリングのため、環境を乱す行為を行わないよう公園内への立ち入り禁止の標識を設置し、河川利用を制限していたが、一方で地域住民から野鳥観察や散歩など河川利用に対する要望が出されていた。

このため、水辺の触れ合いを楽しむ利用者からの意見を踏まえ、環境の保全と河川利用について、河川レンジャーが地元住民と行政のコーディネートを行う意見交換会を開催し、今後の利用形態について議論を行った。



切り下げ意見交換会には、淀川のイベントやレンジャー活動の参加者、ホームページで募集した人や環境委員会委員も入り、4回の議論を重ね、住民の意見が反映された切り下げ区域の整備計画を策定し、計画に基づき工事を実施。



工事後も、河川レンジャー活動「外来種などの草刈作戦」を地域住民と一緒に実施し、地域住民と一体となって、維持管理も行っている。

# 人と川のつながり<河川レンジャー>

## 川の歴史・文化を普及啓発する活動: 木津川上流河川レンジャーの例

### ●河川レンジャーによる歴史文化の啓発活動（平成23年12月4日）

木津川上流域における食文化の学習会を三重県伊賀市で開催し、一般参加者35人が参加した。河川レンジャーから、木津川の舟運の歴史や、伊賀地方の鮎漁、ナマズ、コイ等の川魚漁についての説明を行った。伊賀地方では昔から日常的に川魚が食されており、食文化と木津川の繋がりを学習し、江戸時代に淀川を遡航し上方と伊賀上野を結ぶ舟運の終点であったと言われる長田橋の淀川遡航就航碑を見学し、大阪から船によって様々な品物が運ばれていたとされる淀川、木津川の舟運の歴史について学習した。

また、上記と併せて上野遊水地の現場見学、服部川での水生生物調査、環境学習を実施し、治水事業や環境事業といった河川管理について参加者の知見を広げるとともに、河川と生活のつながりについて理解を深めていただいた。

食文化学習



川魚の観察



淀川遡航就航碑の見学



水生生物調査



### <参加者の意見>

- ・木津川の舟運や川魚漁の歴史がよくわかった。身近な川だが実はよく知らなかった。
- ・子供が本当に楽しそうに参加している姿を見てうれしかった。
- ・普段見ていた川を詳しく観察したことがなかった。水生生物が沢山いてびっくりした。
- ・川をきれいにしないといけないと思った。日々気をつけたい。
- ・非常によい活動だが、あまり知られていないので、学校等で紹介してはどうか。

## 川と人の係わりを深める活動: 猪名川河川レンジャーの例

### ●猪名川水辺まつりの開催（平成23年9月24日）

地域活動団体を中心とした実行委員会である水辺まつりが「猪名川・藻川にきれいな流れをとりもどそう」をスローガンに、平成16年度から藻川中園橋付近の河川敷にてイベントを開催。第1回の開催から河川レンジャーも参加、協力し、ボート体験や魚の手づかみ、ブースでの企画など、地域住民が河川に関心をもってもらう活動をしている。

河川レンジャーは、猪名川・藻川に生息する生物を実際に水槽で展示したほか、防災意識の向上を語るため、「川をさかのぼる津波」「兵庫県で過去に観測された津波」などのパネル展示、外来植物（オオブタクサ）の実物の展示等を行い、併せて体験学習としてカメ・サワガニ・ザリガニに実際にさわられるコーナーの設置や、災害時のロープ結び体験等を実施し、参加者から猪名川・藻川への思いを募ることで水辺の環境保全や防災についての啓発を行っている。

河川レンジャーブースの状況



オオブタクサの展示



生き物と触れあえるコーナー



河川レンジャーによる特定外来種の説明



河川レンジャーによる命綱の説明



# 人と川とのつながり<河川レンジャー>

## <施策の概要>

河川管理者は、地域固有の情報に精通し、河川に関する基礎的な知識を習得した個人を「河川レンジャー」として任命する。河川レンジャーは行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う。当面は、河川にかかる環境学習等の文化活動や動植物の保護活動、河川利用者への安全指導等の活動を試行する。また河川レンジャー自らが住民と行政をつなぐテーマについて、試行も含めて、活動の充実を図る。

【観点】河川レンジャーの進捗状況 [指標] 河川レンジャー選任システム・在籍人数

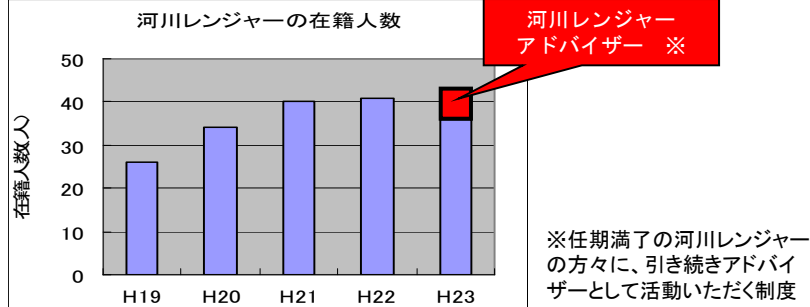
[指標] 河川レンジャーと住民・住民団体との交流内容・回数

## 河川レンジャーの進捗状況

### 河川レンジャー選任システム・在籍人数

河川レンジャーの選任については、各事務所とも概ね以下の流れにより選任し、任命している。①HP等により、広く一般から公募する。②選任は、河川レンジャー代表者会議等の機関が、審査要領等に基づいて、公平な審査のもと実施する。③選任されたレンジャー予定者は、事務所長等より任命される。

河川レンジャーの充実を示す指標として、平成19年度～平成23年度における河川レンジャーの在籍人数を以下に示す。平成23年度の河川レンジャーの在籍人数は、流域全体で36人となっている。

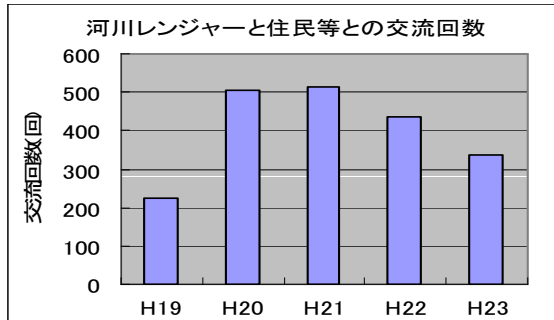


### 河川レンジャーと住民・住民団体との交流内容・回数

河川レンジャーが主体となって、交流会、現地案内及び出前講座等を行うことにより、住民・住民団体との交流を図っている。

河川レンジャーの充実を示す指標として、平成19年度～平成23年度における河川レンジャーと住民・住民団体との交流回数を以下に示す。

平成23年度は、流域全体で336回、河川レンジャーと住民・住民団体との交流が実施された。



## 点検結果

河川レンジャー在籍人数は、平成22年度の41名に対し、第1期の退任があったため、平成23年度は36名となり、5名減少となっている。河川レンジャーの任期後に7名が河川レンジャーアドバイザーとして引き続き活動に携わっており、河川レンジャーの選任システムは定着しつつある。

河川レンジャーは、防災意識啓発、自然観察会、河川関連施設の見学会等、多種多様な活動を行っており、河川レンジャーと住民・住民団体との交流回数は平成22年度は434回となったが、平成23年度は336回となっている。

河川レンジャーは、『川と人（住民）、人（住民）と人（行政）を結ぶコーディネーター（橋渡し役）』としての役割を十分担っていると考えられる。今後、さらに交流の機会を増やす取り組みを行っていくとともに、地域住民と河川管理者とが連携しながら河川整備を進めていく上で、河川レンジャーが住民と河川管理者の橋渡し役となるよう活動を支援する。

## 河川レンジャーアドバイザーとは

任期満了の河川レンジャーの方々に、これまで取り組まれてきたレンジャー活動を継続・発展して頂ける制度

河川レンジャー  
満期退任者

### 1. レンジャー活動の継続・発展<概要>

- ・河川レンジャーとして実施されてきた活動を専門家活動として継続可
- ・これまでのレンジャー活動を発展させた新たな活動も専門家活動として実施可
- ・活動費の支給無し
- ・活動エリア、講師料や協力スタッフの交通費などの取り扱いは、これまでのレンジャー活動と同様

### 2. 河川レンジャーの育成<概要>

- ・専門家の立場で河川レンジャーへアドバイスや活動への支援・協力などの実施

### 3. 河川レンジャーの発掘<概要>

- ・活動や人脈などを活かして、河川レンジャーを志望される方の発掘
- ・河川レンジャーに必要な心構えを伝授し、河川レンジャー志望者を育成

### 4. 会議への出席<概要>

- ・専門家会議への出席
- ・河川レンジャー実行委員会には、委員として出席可
- ・河川レンジャー会議には、オブザーバーとして出席可

※平成23年度時点では、淀川河川事務所のみ実施

点検項目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承
観 点	琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値に関する保全状況
指 標	イタセンパラを目標種とした淀川中下流域での環境再生の実施内容・個体数



# 河川環境<イタセンパラ>

## イタセンパラ

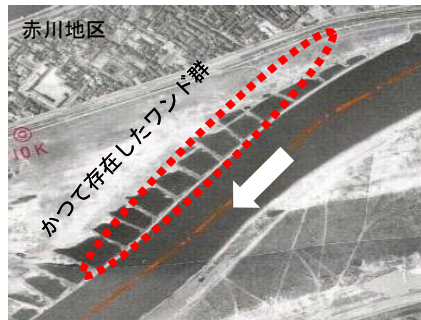
イタセンパラは、淀川水系、濃尾平野および富山平野の3地域にのみ生息しており、1974年（昭和49年）に文化庁の国の天然記念物に種として指定された。

かつての淀川には、舟運のために造られた水制工によって数多くのワンドが存在し、イタセンパラをはじめとするタナゴ類やコイ、フナといった在来種による多様な生態系のための生息・生育・繁殖環境が確保されていた。



出典：淀川水系イタセンパラ生息環境保全ビジョン

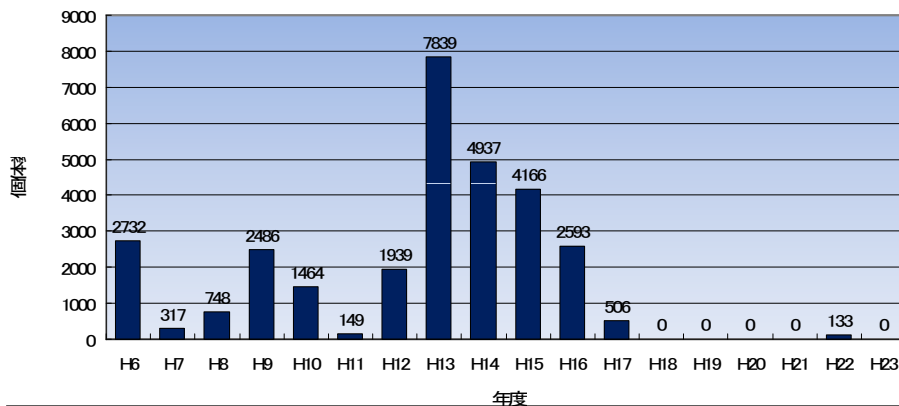
しかし、蛇行した低水路の直線化や拡幅、浚渫土砂による高水敷の整備や低水護岸の設置等によるワンドの減少、外来魚の増加等により、イタセンパラは減少しており、平成18年から4年連続でイタセンパラが確認されなくなった。



改修前 昭和35年当時



改修後 平成9年



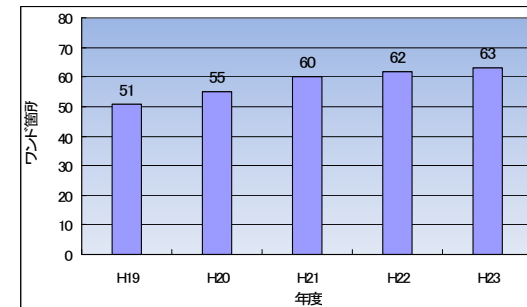
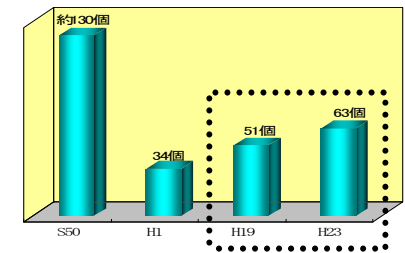
平成18年度からイタセンパラが確認されていなかったが、イタセンパラの野生での再定着に向けた対策として、平成21年度に淀川へのイタセンパラの再導入を試行的に実施し、平成22年度は、133匹を確認した。

## 具体的な対応策

### ○ワンドの造成

淀川下流においては、昭和50年代まで、約130個のワンドがあったが、平成元年までに34個に減少した。

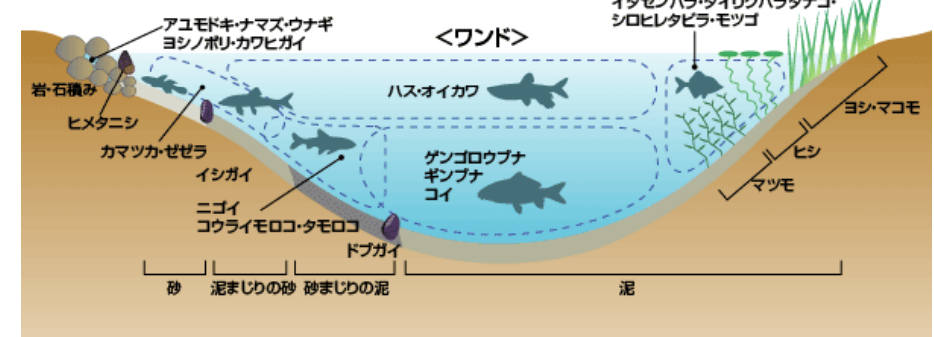
イタセンパラの保全や河岸-陸域の連続性の確保を行うため、ワンドを造成し、平成19年度時点で51個あったワンドを平成23年度末現在63個まで増加した。今後、概ね10年で90個以上に増やす。



### ○ワンドの環境機能

ワンドは河道（河道内氾濫原や高水敷）に存在する湾状の水域（止水域）である。ワンドには、浅場や深みがあり、河床の材料も場所によって砂や泥などの違いがあり、水際には水際植生がみられるなど多様な環境が形成されており、多様な生物の生育・生息・繁殖の場となっている。

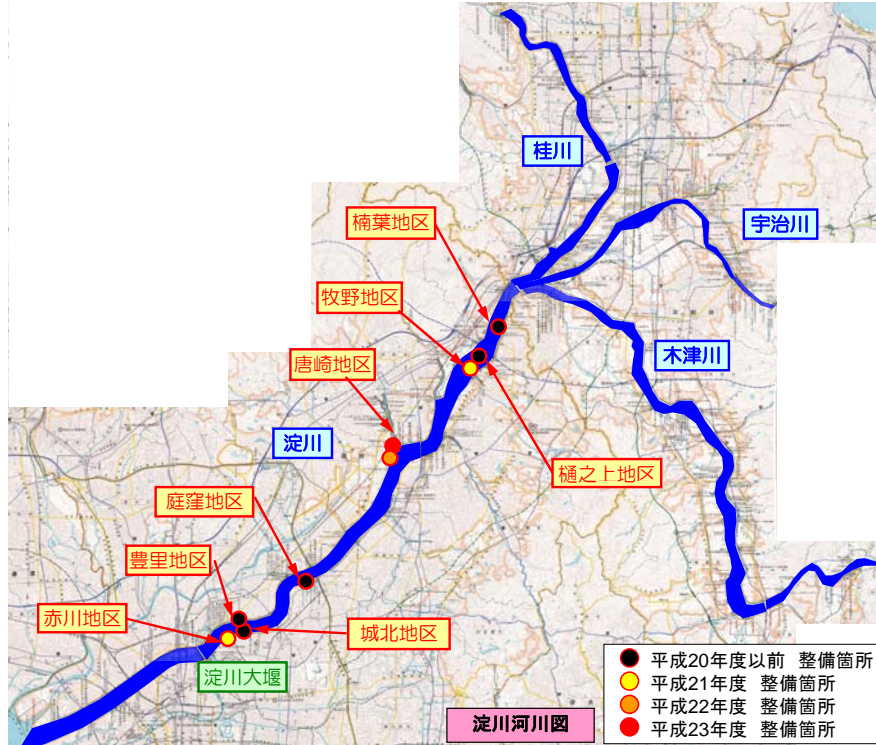
### ●ワンドの環境と魚貝類の生活場所



# 河川環境<イタセンパラ>

## ワンドの再生

水辺に棲む生物の生息・生育・繁殖に重要な水陸移行帯等の良好な水辺環境の保全・再生を図るため、河川敷から水辺への形状をなだらかにする切り下げやワンド・たまりの整備を実施する。



### <楠葉地区のワンド整備>

干陸化 (1987年)

ワンド造成 (H14-20) : 8つのワンドを整備



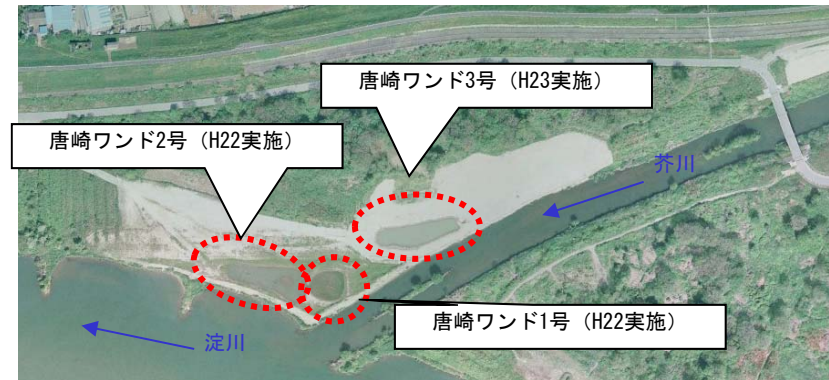
楠葉地区では、淀川本川の河床低下に伴い干陸化したワンドを平成14年から切り下げを行い、平成20年度までに8つのワンドを整備

### <城北・赤川地区のワンド整備>

城北・赤川地区では、河川改修により高水敷化したワンドを平成11年から切り下げを行い、平成21年度までに10個のワンドを整備



### <唐崎地区のワンド整備>



施工前 (高水敷化)

ワンド造成



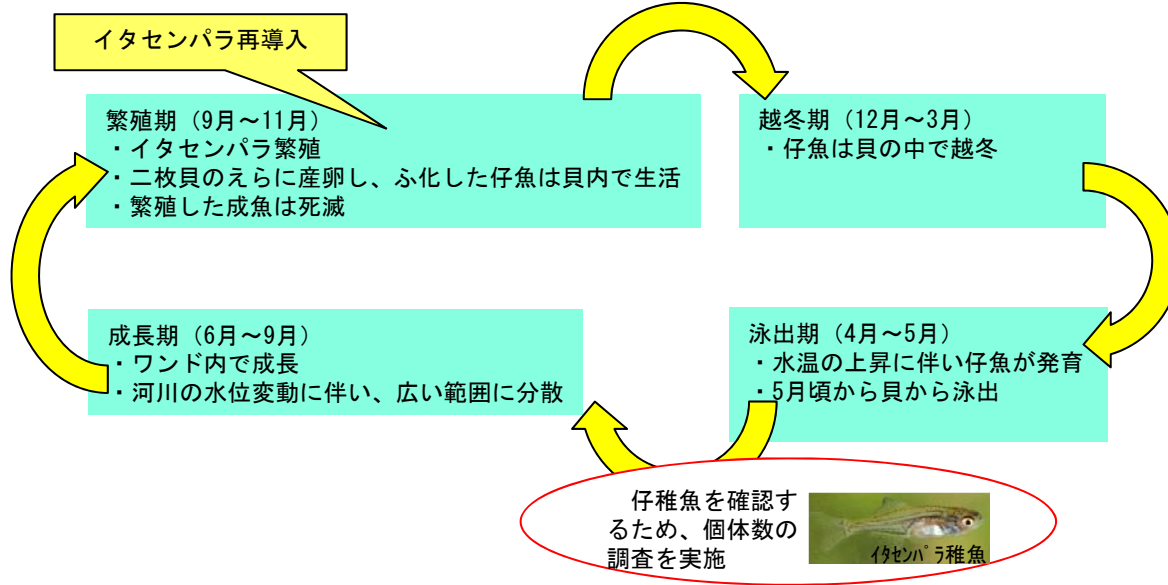
唐崎地区では、河川改修により高水敷化したワンドを平成22年から切り下げを行い、平成23年度までに3つのワンドを整備

# 河川環境<イタセンパラ>

## 平成21～23年度の実施内容（イタセンパラの再導入）

平成21年より大阪府環境農林水産総合研究所水生生物センターで飼育している淀川産のイタセンパラを野生に復帰させることを目的に、淀川本川への再導入を試行的に実施している。

### ○イタセンパラの再導入フロー



### ○イタセンパラの再導入（平成23年度）

平成23年度春に行った調査では稚魚は確認されなかった。そのため、再導入箇所の環境を改善した上で、平成23年度秋にも再導入を行った。産卵直前の雄と雌250匹ずつを数ヶ所で放流した。

イタセンパラの放流（平成23年秋）



再導入個体（麻酔中）



### ○イタセンパラの再導入（平成21年度）

イタセンパラの野生での再定着に向けた対策として、平成21年度秋に淀川へのイタセンパラの導入を試行的に実施した。雌雄それぞれ250個体、合計500個体を放流した。



イタセンパラの放流（平成21年秋）



平成21年の再導入では、放流した成魚が野生で繁殖した結果、翌春に稚魚が133個体出現したことを確認できた。



平成22年7月7日大阪日日新聞

# 河川環境<イタセンパラ>

## 平成21～23年度の実施内容（地域・NPO等との連携）

### ○淀川ワンドクリーン作戦

毎年1回、淀川わんどクリーン作戦を実施している。周辺住民やNPOと協働で清掃活動を行い、ワンドの生息環境改善を図った。  
平成21年度のクリーン作戦参加者は、170名。平成22年度の参加者は230名。平成23年度の参加者は、400名と毎年参加者が増加しており、平成23年度に収集したゴミの量は、600kgであった。



### ○淀川水系イタセンパラ保全市民ネットワークによる保全活動

市民団体や大学、企業、行政などで構成されるネットワークにおいて、淀川へのイタセンパラ野生復帰を支援する活動を平成23年度から実施。平成23年度では、設立会、勉強会を行い、延べ125名の参加があった。

保全活動としては、城北ワンドでのイタセンパラ再生活動として、カゴ網や地引網を使用した在来種調査や外来種駆除の実施、清掃活動等を行っている。



#### 【連携団体・大学】

- 一般社団法人 水生生物保全協会
- 大阪工業大学 城北水辺クラブ
- 大阪産業大学 エコ推進プロジェクト
- 大阪産業大学 水生生物研究室
- 大阪商業大学 経済学部 原田ゼミナール
- 大阪府立大学 キャンパスビオトップ研究会
- 大阪府立大学 里環境の会OPU
- 京都水族館
- 水生生物センター・サポートスタッフ
- 摂南大学 エコシビル部
- NPO法人 nature works
- パナソニック エコリレー ジャパン
- 人を自然に近づける川いい会
- 琵琶湖を展す会
- 淀川管内河川レンジャー
- 淀川水系イタセンパラ研究会

#### 【行政】

- 環境省 近畿地方環境事務所
- 国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所
- 大阪府環境農林水産部 みどり推進課
- (地独)大阪府環境農林水産総合研究所

### ○外来魚駆除活動

城北ワンド群では、平成23年から国交省（城北ワンド29～33号）と大阪府水生生物センター（城北ワンド34号～39号）が共同で外来魚の駆除を実施している。

平成23年は、国交省および水生センターにて、合計オオクチバス約13600尾、ブルーギル約84600尾を駆除した。



もんどり（組立）

ワンド内もんどり設置状況

捕獲されたブルーギル



地曳き網作業状況



捕獲されたオオクチバス

### ○淀川河川レンジャーによる城北ワンドでの自然観察会

平成18年度より外来魚捕獲の目的で釣りをを行い、河川レンジャーや専門の先生の話を受けて城北ワンドの現状を知ることにより、河川環境の保持を実感するとともに、ワンドの生息環境を改善を図っている。

平成22年度までおよそ年1回開催し、平成21～22年度は延べ93名の参加があった。



# 河川環境<イタセンパラ>

## <施策の概要>

淀川水系には特別天然記念物のオオサンショウウオ、天然記念物のイタセンパラをはじめとして、多くの希少生物が生息している。特にイタセンパラについては近年その生息環境の悪化が強く懸念されている。そのため、淀川水系に生息する我が国固有の生物を中心として在来生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生を図る取り組みを、関係機関とも連携し積極的に実施する。

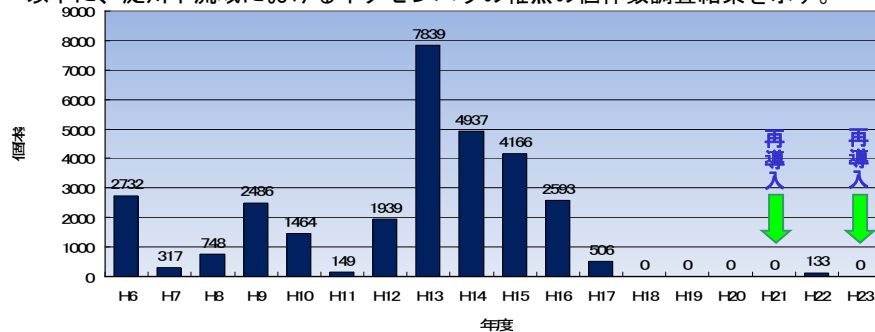
【観点】琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値に関する保全状況 [指標] イタセンパラを目標種とした淀川中下流域での環境再生の実施内容・個体数

## 進捗状況

### イタセンパラを目標種とした淀川中下流域での環境再生の実施内容・個体数

イタセンパラについては、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら、最も多くの生息数が確認されていた淀川下流の城北地区だけでなく、赤川地区、楠葉地区、唐崎地区等においてもワンドの再生等、生息・生育・繁殖環境の整備を行っている。また、琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会において、関係機関とともにワンドの再生等の内容や効果・課題等を取りまとめ公表している。

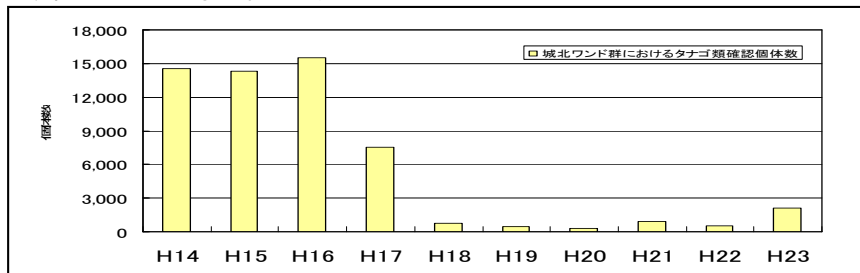
以下に、淀川下流域におけるイタセンパラの稚魚の個体数調査結果を示す。



平成18年度以降、イタセンパラの稚魚が確認されていない。このことを受け、イタセンパラの野生での再定着に向けた対策として、平成21年度に淀川へのイタセンパラの導入を試行的に実施し、平成22年度は、133匹を確認した。

平成23年度春においては、稚魚が確認されなかったため、平成23年度秋においても、再導入を実施した。

イタセンパラを除くタナゴ類の調査結果から、平成18年以降はイタセンパラの仔稚魚同様、激減したが、近年、増加の傾向が見られるため、生物の生息・生育・繁殖環境は改善されている事がわかる。



## 点検結果

イタセンパラは、城北地区での稚魚調査において平成18年度以降確認されていない。そのため、イタセンパラを含めた在来生物の生息・生育・繁殖環境の改善についてワンド整備の優先順位や整備形状などを淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら検討し、また、再導入を試行的に実施するなど、積極的な取り組みが進められている。



淀川で確認されたイタセンパラの仔稚魚  
(平成22年5月)



城北ワンド仔稚魚調査  
(平成22年5月)

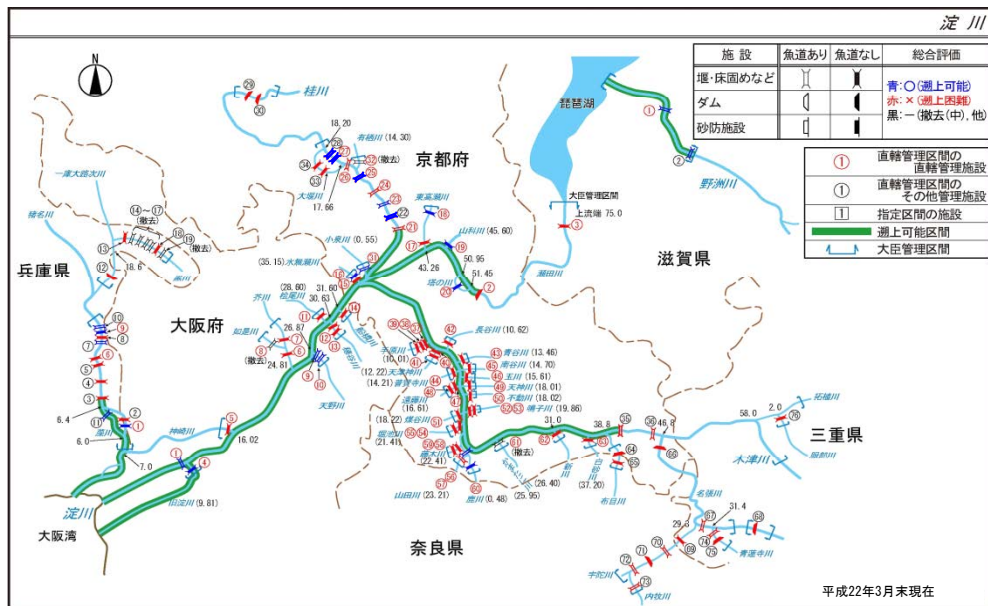
今後も引き続き淀川環境委員会等の指導・助言を得ながらワンド整備を行うと共に、再導入したイタセンパラの定着状況をモニタリングし結果を踏まえて生息・生育・繁殖環境の保全・再生が必要である。

点検項目	河川の連続性の確保
観 点	横断構造物(貯水ダム・砂防ダム・井堰など)による遮断対策の実施状況
指 標	既設の堰・落差工の改良内容・魚道設置数

# 河川環境〈既設の堰・落差工の改良〉

## 現状の課題

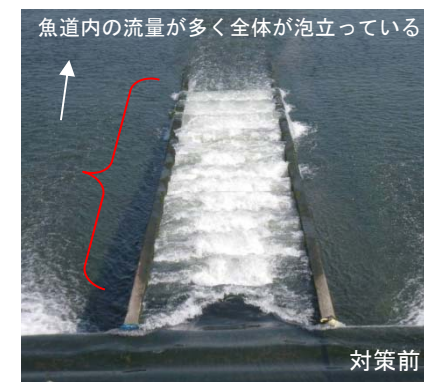
魚類の自由な遡上・降下を阻害するダムや堰等の河川横断工作物により縦断方向（山～湖・川～海）に不連続なっているところがある。平成22年3月末現在で、97施設のうち31施設が遡上可能であり、66施設が遡上に支障がある。



淀川水系の河川横断工作物（堰・落差工）の設置状況及び魚類の遡上・降下対策実施状況

### ○桂川1号井堰

既設魚道内の流量が多く、遡上の支障となっていた。



### ○野洲川落差工

野洲川7.2k地点落差工にある既設魚道は、大きな流量変動に対応することができない。また、魚道下部部に土砂が堆積し、遡上の支障となっていた。（H20に改良済み）



### ○猪名川高木井堰

魚道が設置されておらず、魚類等の遡上の阻害となっていた。



### ○芥川1号井堰

魚道が設置されておらず、魚類等の遡上の阻害となっていた。



# 河川環境＜既設の堰・落差工の改良＞

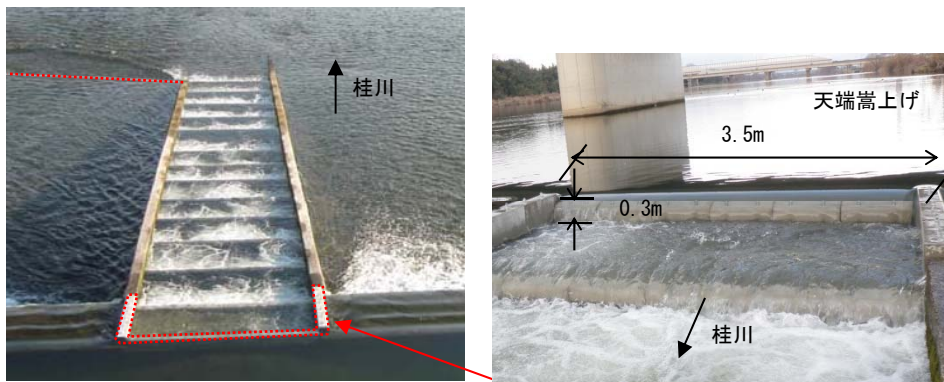
## 平成H21～H23年度の実施内容

### 魚道改良

○芥川1号井堰－魚道設置（H22）  
 アユ等の遡上を可能とするよう落差工に新たに傾斜隔壁階段式魚道を設置した。



○桂川1号井堰の魚道改良（H23）  
 既設魚道の流速を抑え、魚が遡上しやすくなるよう、越流部を嵩上げし、下流端に誘導壁を設ける改良を実施した。



越流量を小さくする事で、魚道内の流量を調節し全体の泡立ちが抑えられた。

### 魚道改良後のモニタリング

○野洲川落差工－既設魚道改良後のモニタリング（H21, 22）  
 平成20年度に河道の流れが安定している箇所、流量変化に追随するハーフコーン式魚道を設置し、平成21, 22年度にモニタリングを実施した。

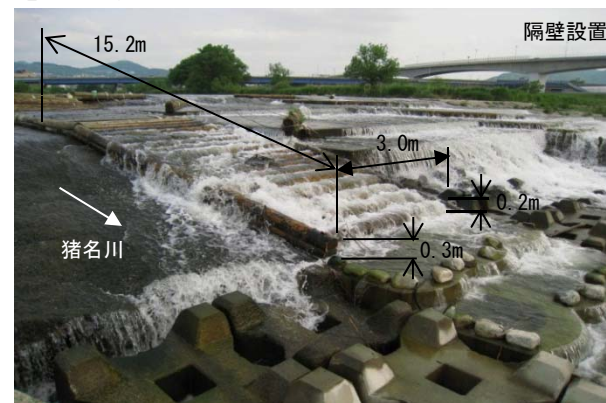


水が流れて正常な状態が保たれるようになった新設魚道



落差工でのモニタリング調査（平成22年度）

○猪名川高木井堰－簡易魚道設置（H23）  
 斜路区間（水叩き）の側部に縦断方向及び横断方向に隔壁を設置し、水深の確保と流速緩和を図った。

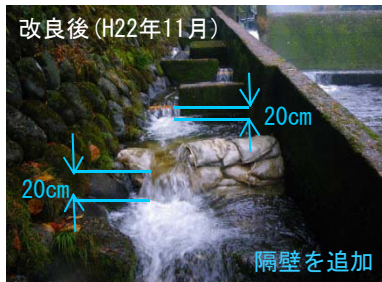




# 河川環境<既設の堰・落差工の改良>

## 平成H21～H23年度の実施内容（地域・NPO等との連携）

○木津川上流のナルミ井堰－NPO等と連携した魚道改良（H22）  
設計から施工まで職員と地域のNPO等15人で、土のうを積むなどのナルミ井堰の魚道改善を実施した。



○猪名川（藻川）の大井井堰－委員会で立案し設置した簡易魚道のモニタリング（H21～23）  
有識者で組織している猪名川自然環境委員会で立案した簡易魚道により縦断方向の連続性確保を図った（H20）。魚道設置後、委員会の助言を得ながらH23までモニタリングを実施した。



○淀川管内河川レンジャーによる環境学習  
地域を流れ、淀川に注ぐ芥川に生息する魚類を中心とした生き物を通して、芥川（淀川）への興味・関心呼び起こし、芥川（淀川）への今後の関わり方を見つけるきっかけの場として、投網や魚道の説明、掃除といった川にふれあう機会を作っている。

○NPO法人芥川倶楽部との連携  
大阪湾から淀川を通過して芥川までやってきたアユが、芥川大橋下の堰より上流に上れないことがわかったことから、NPO法人芥川倶楽部においてアユをシンボルとした川づくりを開始した。平成23年度末には、芥川1号井堰の横断隔壁の剥離流を無くすため、協働で隔壁の研磨作業を行う。



# 河川環境〈既設の堰・落差工の改良〉

## 〈施策の概要〉

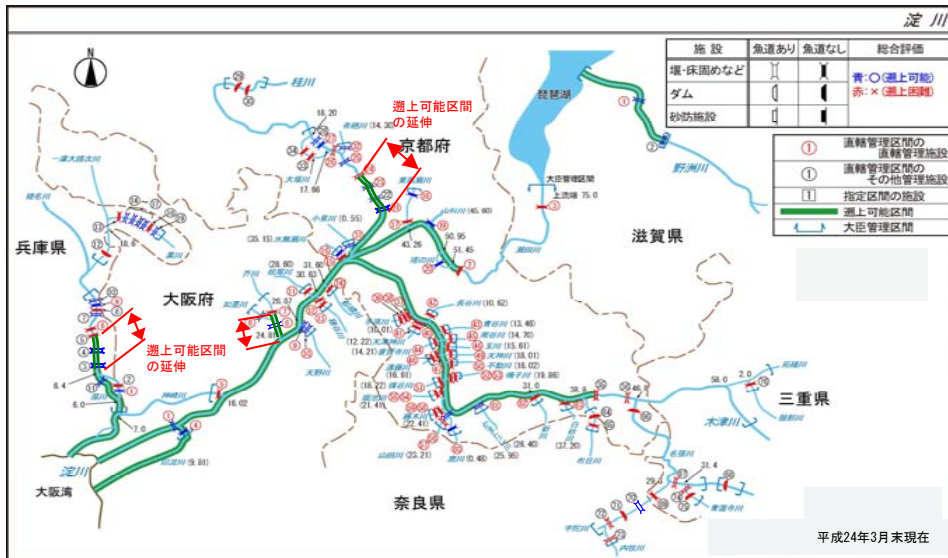
魚類等の遡上・降下が容易にできるよう、既設の河川横断工作物（堰・落差工）について、効用や効果、その影響を点検し、撤去や魚道の設置・改善など改良方を検討する。大阪湾から桂川嵐山地区まで、支川芥川の淀川本川合流点から塚脇橋地点までの区間においては、関係機関と連携・調整して概ね10年間で必要な対策を実施する。なお、小規模な改良で改善が見込める箇所は早期に実施する。

【観点】横断構造物（貯水ダム・砂防ダム・井堰など）による遮断対策の実施状況   【指標】既設の堰・落差工の改良内容・魚道設置数

## 進捗状況

### 既設の堰・落差工の改良内容・魚道設置数

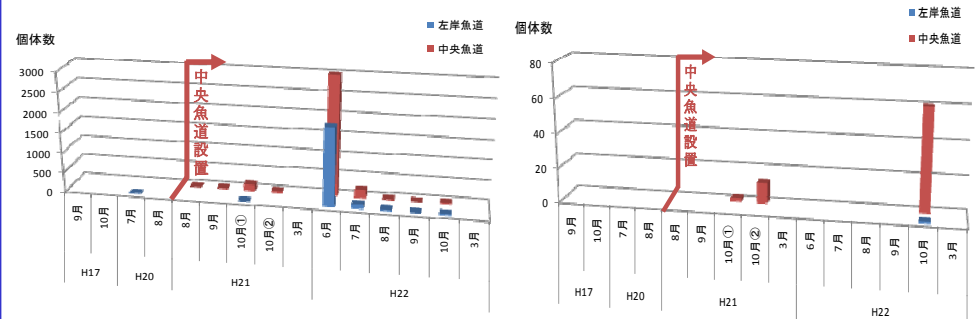
魚類や底生生物の遡上・降下を容易にし、河川の連続性を確保するために平成21～23年度にかけて遡上困難な66施設のうち6施設について改良を実施した。



河川名	H21～23年度に改良した堰・落差工名	供用年度
淀川	淀川大堰右岸	平成21年度
桂川	1号井堰	平成23年度
芥川	1号井堰	平成22年度
宇陀川	ナルミ井堰（簡易改良）	平成22年度
猪名川	三ヶ井井堰（簡易魚道設置）	平成23年度
	高木井堰（簡易魚道設置）	平成23年度

## 点検結果

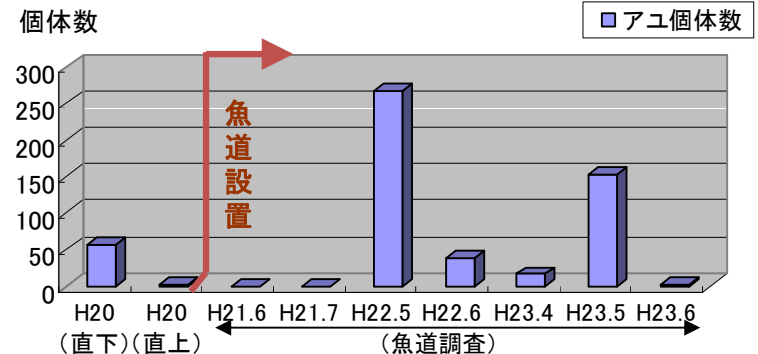
野洲川落差工の魚道改良後にモニタリングを実施した。中央魚道（新魚道）で多くのアユ及びビワマスの遡上が確認できた。



モニタリング結果（アユ）

モニタリング結果（ビワマス）

猪名川（藻川）大井井堰の簡易魚道設置後にモニタリングを実施した。平成22年5月から6月にかけて実施した調査では、井堰直下に6個体のアユしか確認されておらず、井堰直下に滞留していたアユが、簡易魚道設置により遡上していることが確認できた。



魚道の設置や構造物の改良により生物の遡上環境が着実に改善されている。今後も淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら取り組みを進めるとともに、改良された横断構造物ではモニタリング等を行い、効果を検証する必要がある。

点検項目	川本来のダイナミズム
観 点	流況・位況(流量・水位の変動様式)の改善状況
指 標	淀川大堰による水位操作の改善内容 瀬田川洗堰による水位操作の改善内容

# 河川環境＜淀川大堰・瀬田川洗堰の水位操作＞

## 現状の課題

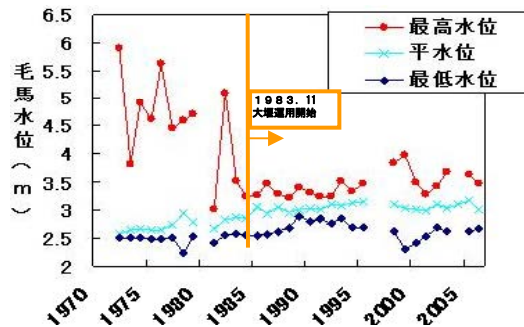
ダム・堰等の水資源開発施設による中小洪水の貯留等が流況の平滑化を招き、川本来の水位変動や攪乱を減少させている。

### ○淀川本川

淀川大堰の湛水域では、河川改修に伴う低水路整備によって、淀川大堰建設前と比較して増水時の水位変動が小さくなったことや、OP+2.8m以下に下げると取水施設への影響が出るため平常時水位を高め維持していることが、ワンドや水辺の浅瀬の面積を減少させ、またワンドと本流との水の交換の減少を招き、ワンド内の水質悪化や底質悪化の原因の一つにもなっている。

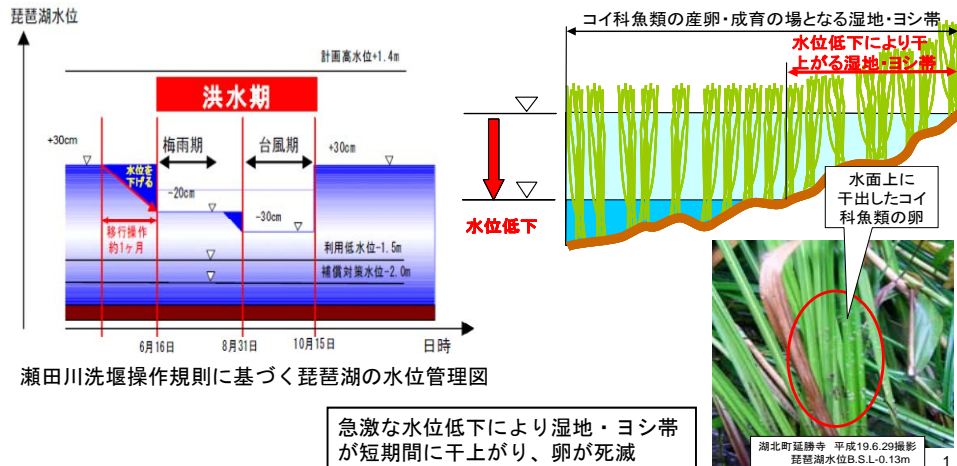


淀川大堰



### ○琵琶湖

瀬田川洗堰では、淀川及び琵琶湖周辺の洪水防御のため、琵琶湖の水位を5月からの1ヶ月間で急激に低下させることによって、季節的な水位変動パターンが変化し、魚類等の産卵・生息に影響を与えていると指摘されている。



瀬田川洗堰操作規則に基づく琵琶湖の水位管理図

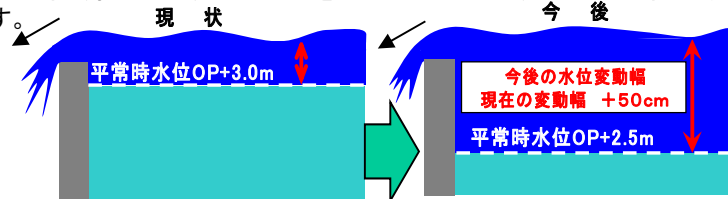
急激な水位低下により湿地・ヨシ帯が短期間に干上がり、卵が死滅

湖北町延勝寺 平成19.6.29撮影 琵琶湖水位B.S.L.+0.13m

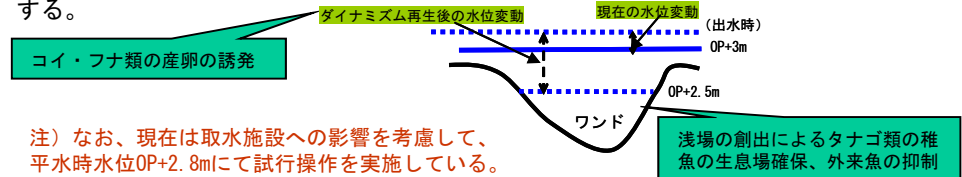
## 環境に配慮した試行操作

### ○淀川本川（淀川大堰）

現在の平常時の貯水位であるOP+3.0mをOP+2.5mまで下げ、中小洪水時の自然な水位上昇を起こす。



水位変動や攪乱の増大を図り川のダイナミズムを再生させることで、コイ・フナ類の産卵を誘発するとともに、水位低下時の浅場の創出によるタナゴ類の稚魚の生息場確保や外来魚の生息抑制のため、自然流況に近い流量が流れるようダム・堰等の運用を試行する。



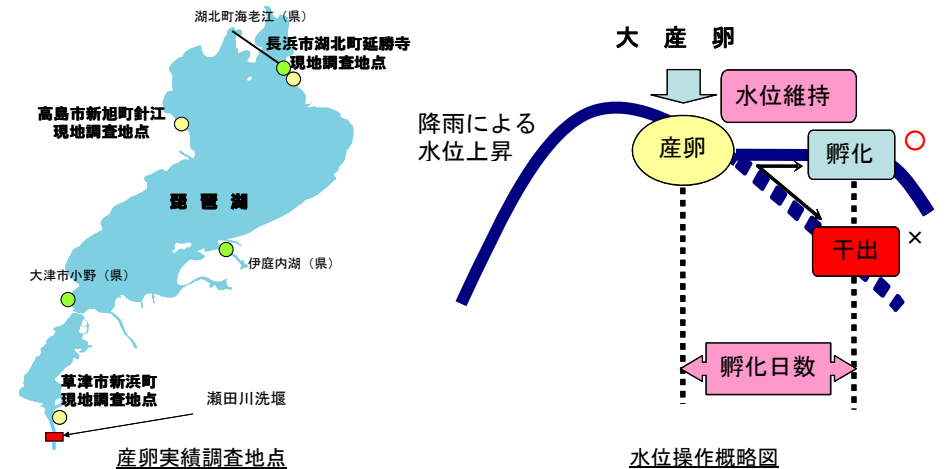
注) なお、現在は取水施設への影響を考慮して、平常時水位OP+2.8mにて試行操作を実施している。

### ○琵琶湖（瀬田川洗堰）

琵琶湖周辺で産卵・育成する魚類を保護するために、洪水期前において、治水・利水に影響を与えない範囲で瀬田川洗堰の試行操作を行う。

コイ・フナ類の産卵誘発のため、目標水位以上を極力目指す。

大産卵（コイ・フナ類及びホンモロコ）が確認されれば、孵化日数を極力維持し、魚卵の干出を防ぐ。



産卵実績調査地点

水位操作概略図

# 河川環境〈淀川大堰・瀬田川洗堰の水位操作〉

## ＜施策の概要＞

### 淀川大堰による水位操作の改善

淀川大堰湛水域の取水施設を改良し、春季から夏季にかけての平常時水位を現行のOP+3.0m からOP+2.5m に概ね50cm 低く維持した上で、自然の水位変動に近い水位操作を行い、概ね10 年以内を目途に操作方法を確立する。また、淀川大堰下流の汽水域の生物に配慮した放流量やアユ等の遡上を促す放流量及び有効な堰の操作方式等について検討する。

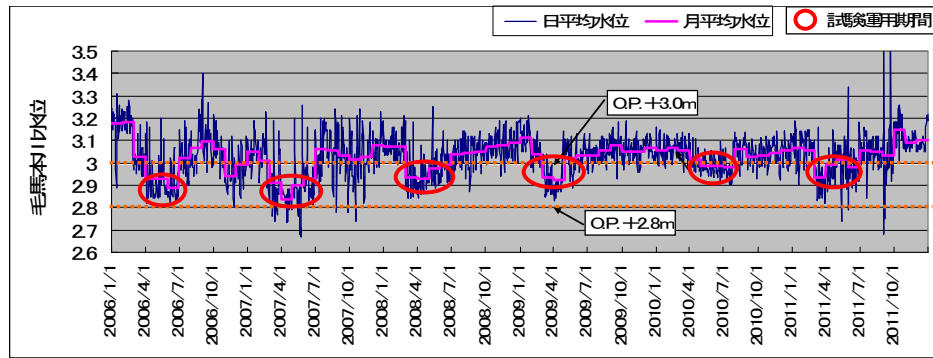
【観点】 流況・位況（流量・水位の変動様式）の改善状況 [指標] 淀川大堰による水位操作の改善内容

## 進捗状況

### 淀川大堰による水位操作の改善内容

淀川大堰上流のワンドの浅場域を拡大させ、コイ・フナ類やタナゴ類などの繁殖・成育環境を改善するため、淀川大堰上流の水位0. P. +2. 8m を目標に水位操作可能な範囲で、以下の期間について試験的に淀川大堰の運用を行った。

城北ワンド群では水位が0. P. +3. 0m から0. P. +2. 8m になると浅場（50cm 以下）面積が約1 割（約1, 000m<sup>2</sup>）拡大したと推定される。



コイ・フナ類の孵化する時期に城北ワンド群の浅場域では、多数の産卵が確認されている。また、平成23年度の稚魚調査でも城北地区34号北・35号北ワンドにおいて、300匹以上のコイ・フナ類の稚魚が確認された。一方、タナゴ類については、カネヒラ1 匹のみ確認された。

#### ○水位変動によるコイ・フナ類の産卵行動について：

城北ワンドにおける調査（H16）によると、大堰水位をOP+2. 8m程度に低下させた状態からOP+3. 1～3. 3mまで水位を引き上げたところ、水位が上昇したタイミングでコイ・フナ類の産卵行動が多く確認された。

城北ワンドにおいて、水位が低下した状態から出水時相当の水位上昇が起こった場合には、水位上昇をきっかけにコイ・フナ類の産卵行動が起ると考えられる。

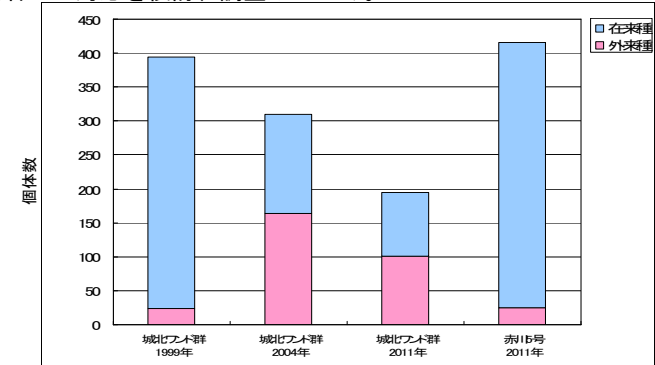
H16. 4月調査	OP+2. 6～2. 8m→OP+3. 1～3. 2mに引き上げたところ、水位上昇の翌日以降数日間に多数の産卵行動を確認（水位上昇翌日が875回で最大）
H16. 5月調査	OP+2. 7～2. 8m→OP+3. 1～3. 3mに引き上げたところ、水位上昇の翌日から2日間にわたり産卵行動を確認（水位上昇翌日が281回で最大）
H16. 6月調査	OP+2. 8～3. 0m→OP+3. 2～3. 3mに引き上げたところ、水位上昇の翌日から2日間にわたり産卵行動を確認（水位上昇翌日が75回で最大）

## 点検結果

在来魚の孵化する時期に淀川大堰の運用を行ったことで、城北ワンド地区の実験ワンドにおいては、浅場域が拡大し、生物の繁殖・成育環境が改善したと考えられる。

淀川大堰上流のワンド全体での効果や効果の継続性については十分把握できておらず、今後、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら、淀川大堰による水位操作の改善について検討する必要がある。

また、大阪府の大庭地区浄水場では、取水口の改築を実施したが、磯島取水場では土砂の堆積等が見られる状態であり、淀川大堰上流の取水施設の機能が確保される範囲で水位変動を実施しているが、取水施設の改良により、水位の変動幅を大きく取れるため、取水施設における対策についても利用者への対応を検討、調整していく。



※ワンド1個あたり地曳き網調査1回あたりの換算値

城北ワンド群では平成11（1999）年から平成16（2004）年にかけて、オオクチバスやブルーギルなどの外来種が増加し、在来種が減少している。城北ワンドの生物の繁殖・生育環境の改善のためにも、淀川大堰の水位操作の試行操作は有効と考えられる。

しかし、取水機能の確保の観点から、本来目標とする水位（OP+2. 5m）までの引き下げが行われておらず、また、効果についての十分な把握もできていないことから、環境委員会等の指導・助言を元に、今後も水位操作の改善を検討する必要がある。

なお、赤川地区において、現状の水位操作（平水時水位OP+2. 8m）でも浅場が創出されるワンドを造成したところ、平成23年（2011年）においてオイカワ、フナ類などの在来種が確認個体数の9割を超えるようになり、浅場の拡大による環境改善が図られていることが推察される。

# 河川環境＜淀川大堰・瀬田川洗堰の水位操作＞

## ＜施策の概要＞

### 瀬田川洗堰による水位操作の改善

琵琶湖周辺で産卵・成育する魚類を保護するために、洪水期前については、降雨による水位上昇後、湖辺のヨシ帯が冠水する時間を増加させるなど自然の水位変動をふまえた弾力的な水位操作を行っており、さらに洪水期間においても琵琶湖周辺域及び下流の治水リスクを増大させない範囲で、治水・利水・環境の調和のとれた弾力的な操作方法の確立を目指す。

【観点】 流況・位況（流量・水位の変動様式）の改善状況   【指標】 瀬田川洗堰による水位操作の改善内容

## 進捗状況

### 瀬田川洗堰による水位操作の改善内容

#### ○降雨による琵琶湖水位上昇後の急激な水位操作の改善

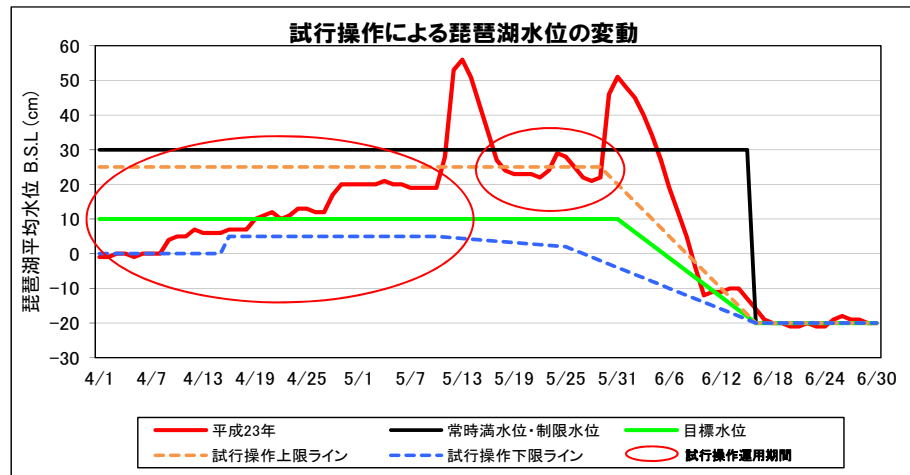
魚卵の干出を緩和するため、コイ・フナ類の産着卵が現地調査により10万個以上を草津市新浜、高島市針江、湖北町延勝寺において確認された場合は、推定ふ化日数である5日間の水位維持を行った。平成23年度は、あわせて、ホンモロコの産着卵が現地調査により1万個以上を高島市針江、湖北町延勝寺、湖北町海老江（県）、大津市小野（県）、伊庭内湖（県）において確認された場合は推定ふ化日数である7日間の水位維持を行うことを操作方針として、操作の改善に取り組んだ。

#### ○水位移行期の急激な水位操作の改善

5月中旬頃から約1ヶ月の間に、洪水期に備え琵琶湖水位をBSL+30cmからBSL-20cmに約50cm低下させていた操作を、平成21、22年度においては、6月8日までの間はBSL±0cm以上を目指し、平成23年度においては、主な産卵期となる6月1日までの間はBSL+10cm以上を目指した緩やかな水位低下となるよう操作の改善に取り組んだ。

#### ○産卵環境の改善

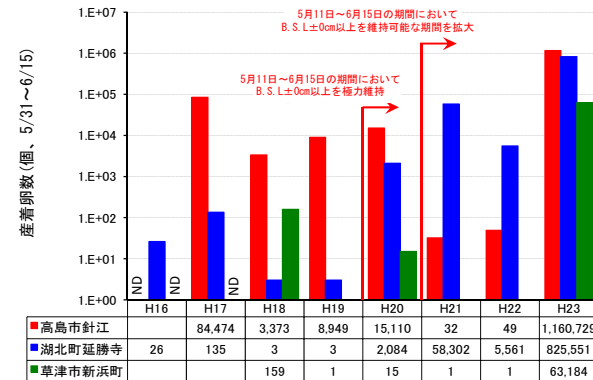
コイ・フナ類の産卵誘発のため、平成22年度までは5月末まで出来る限りBSL±0cmを目指していたが、平成23年度はBSL+10cm以上を極力目指し、瀬田川洗堰の操作を実施した。



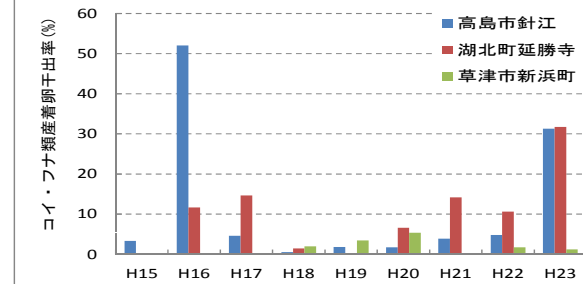
## 点検結果

琵琶湖水位を急激に低下させていた操作を6月1日までの間は、BSL+10cm以上を目指したことにより、コイ・フナ類の産卵を誘発することが出来た。しかし、台風の影響によるまとまった降雨と堰操作による水位低下のため卵干出を十分に低減することは出来なかった。

コイ・フナ類の産着卵数グラフ(5/31~6/15)



産着卵の干出率(コイ・フナ類)



今後も引き続き試行操作を行い水位操作の改善を検討するとともに、洪水期における降雨後の水位上昇後の急速な水位低下については、弾力的な操作方法の確立を目指し、操作方法の改善を検討していく。

点検項目	環境に配慮した効率的な水利用の促進
観 点	慣行水利権の許可水利権化の実施状況
指 標	慣行水利権の許可水利権化の内容・件数

# 利 水 <慣行水利権の許可水利権化>

## 慣行水利権とは

- ◆歴史的な経緯の中で、水の事実上の支配をもとに成立した水利秩序が、権利として社会的に承認されたもの。  
明治29年の旧河川法制定以前からの水利使用は、旧河川法により許可を受けたものとみなされた。さらに昭和39年の新河川法の制定の際にも、これらの慣行水利使用は河川法上の許可を受けたものとみなされて、河川法に位置付けられている。  
慣行水利使用は、河川法に基づき届出を行う必要がある。

### ①許可水利権

河川管理者から、河川法第23条の許可を受けることにより成立する水利権。

### ②慣行水利権

旧河川法（明治29年）以前から取水しており、許可を受けたものとみなされる水利権。

### 【慣行水利権の届出に必要な事項】

#### 届出の記載内容

- ①流水の占有の目的 ②流水の量 ③占有の条件 ④取水口又は放水口の位置
- ⑤占有の場所 ⑥占有のための施設 ⑦占有に係る事業の概要
- その他参考となるべき事項

### ◆慣行水利権の法定化

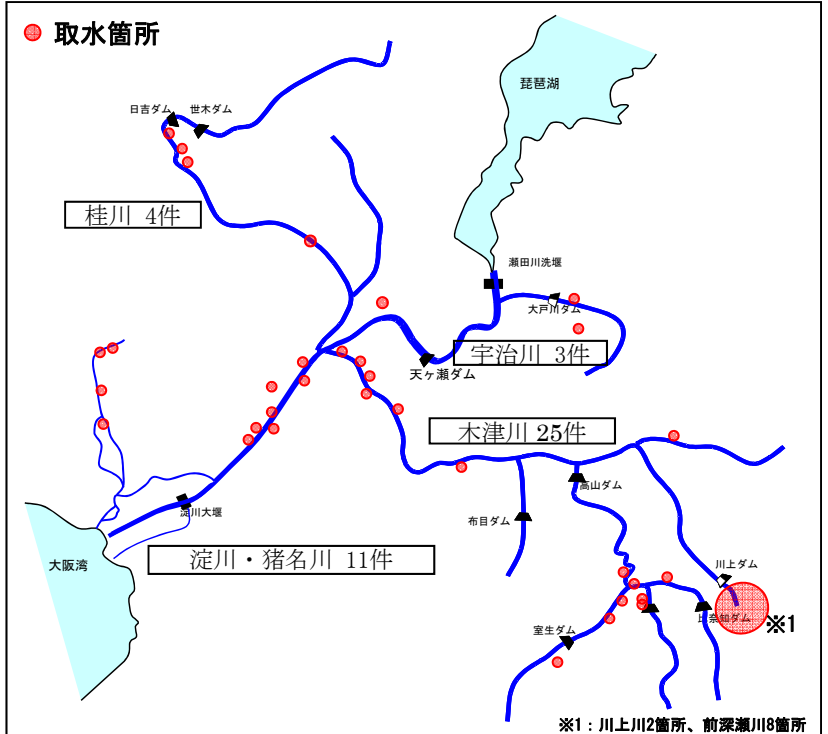
#### ○慣行水利権の問題点

正確に取水実態を把握できないこと等から

- ・他の水利使用による影響の予測が困難
- ・渇水調整の効果が不明

許可水利権への  
切替を指導

### ■淀川水系における慣行水利取水状況（H24. 3時点）





# 利 水 <慣行水利権の許可水利権化>

## <施策の概要>

慣行水利権について、水利用実態把握に努めるとともに、取水施設の改築、土地改良事業、治水事業の実施等の機会をとらえ、慣行水利権者の理解と協力を得ながら許可水利権化を促進する。

【観点】慣行水利権の許可水利権化の実施状況 [指標] 慣行水利権の許可水利権化の実施内容・件数

## 実施状況

効率的な水利用を促進するためには、利水者の水需要（利用実績、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等）について適切な機会を捉まえて精査確認し、その結果に基づいて水利権許可を行う必要がある。

慣行水利権については、許可水利権に比べ、その権利内容が必ずしも明確でなく、取水実績を把握し難い状況である。

許可水利権への切り替えの指導を以下の機会を通じて実施。

- ①出水期前の水利許可工作物の点検時（毎年）
- ②河川区域内の土地の占用許可更新時（10年に1回）
- ③取水施設の改築や土地改良事業の実施時（不定期）

河川管理者として慣行水利権の問題点を説明し、利水者に理解を求めているが、これにより許可水利権化の作業を進める事例はわずかである。

### 《他水系による法定化事例》

たてがわぎき

蓼川堰（円山川）



農業用河川工作物応急対策事業による堰改修に伴う慣行水利権の許可水利権化（H23年度）

ほりいぐちぎき

堀井口堰（由良川水系土師川）



長年にわたる継続的な指導による慣行水利権の許可水利権化（H21年度）

## 点検結果

平成21年度以降の許可水利権化件数は、0件であった。平成21～23年度において、河川法24条（土地の占用の許可）の更新件数が6件あったが、許可水利権化は無かった。

【水利権許可件数（平成24年3月現在）】

目的		取水件数
農業用水	許可	67
	慣行	43
	小計	110
水道用水		45
工業用水		27
その他用水		10
発電用水		37
計		229

### ■滞っている理由

- ・許可水利権化による利水者のメリットが無い。
- ・許可水利権化に当たって、必要水量の算出に伴う受益面積、減水深、水路状況等の各種調査が必要であり、申請者に人的・経済的負担がかかる。

### ■今後の方針

- ・引き続き、河川法の許可更新時、また取水施設改築等の機会を通じて、許可水利権化の働きかけを行っていく。
- ・必要に応じ、申請に必要な資料についてのデータ提供や技術的支援など可能な範囲で協力し、申請者の負担軽減を図る。

点検項目	環境に配慮した効率的な水利用の促進
観 点	既存水資源開発施設の再編と運用の見直し実施状況
指 標	見直しによって効果をあげる事案の調査検討内容

# 利 水 <既存水源開発施設の再編と運用の見直し>

## 既存水資源開発施設の運用

取水実態や治水上の必要性、河川環境への影響、近年の少雨化傾向等をふまえて、既存水資源開発施設の再編と運用の見直しを行い、水資源の有効活用を図る。  
 ・取水実態をよりの確に把握した上で、ダムによる効率的な補給についての検討及び実施。

➡ 日吉ダムでは至近5ヶ年において平成19, 20, 21年と渇水が発生しており、放流量の運用見直しを行っている。

【位置図】



### ■日吉ダム下流域の対策状況

年	月日	最低貯水位 (EL.m)	最低貯水率	利水者 取水制限率 (最大)	渇水対策本部 設置日	渇水対策本部 解散日	備考
平成19年	10月19日	170.79	37.8%	なし	2007/8/24	2008/1/18	◇新町下地点の確保流量5.0m <sup>3</sup> /s(通年)運用。 ・新町下地点の確保流量の削減及び自主節水 (新町下地点確保流量4.0m <sup>3</sup> /s)
平成20年	9月19日	168.11	20.0%	上水20% かんがい30%	2008/8/8	2008/10/2	◇新町下地点の確保流量5.0m <sup>3</sup> /s(通年)運用。 ・新町下地点の確保流量の削減、上水道20%及びかんがい用水30%カット (新町下地点確保流量2.0m <sup>3</sup> /s)
平成21年	9月30日	169.40	28.3%	上水20% かんがい30%	2009/9/9	2009/10/8	◇新町下地点の確保流量5.0m <sup>3</sup> /s(通年)運用。 ・新町下地点の確保流量の削減、上水道20%及びかんがい用水30%カット (新町下地点確保流量2.0m <sup>3</sup> /s)
平成22年	9月16日	173.26	56.2%	—	—	—	◇新町下地点の確保流量4.0m <sup>3</sup> /s(通年)の暫定運用。 渇水発生なし
平成23年	8月21日	174.10	62.8%	—	—	—	◇新町下地点の確保流量4.0m <sup>3</sup> /s(通年)の暫定運用。 渇水発生なし

### 渇水対策調整会議

水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、渇水時の確保流量の削減や自主節水、取水制限等について関係者間で調整。

- ・日吉ダムの貯水率が50%を切る段階で情報提供(自主節水の呼びかけ)。
- ・日吉ダムの貯水率が30%を切る前に渇水対策調整会議を開催して取水制限を調整。

#### 《連携組織》

- ・住民活動に詳しい有識者
- ・学識者
- ・利水者
- ・自治体
- ・関係省庁
- ・ダム管理者
- ・河川管理者



渇水対策調整会議の状況



日吉ダム渇水状況  
貯水位 EL. 169.53m、貯水率29.1% (平成21年9月29日)

# 利水 <既存水源開発施設の再編と運用の見直し>

## <施策の概要>

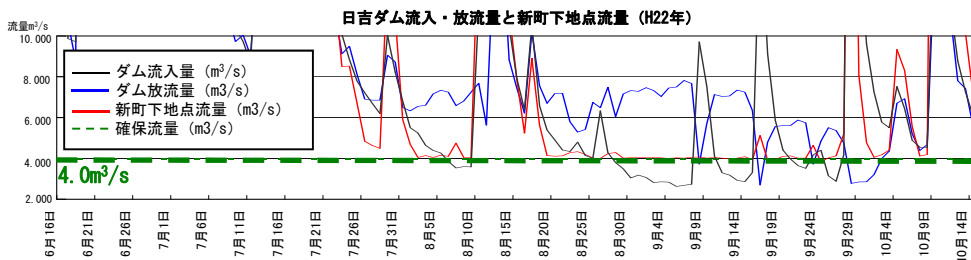
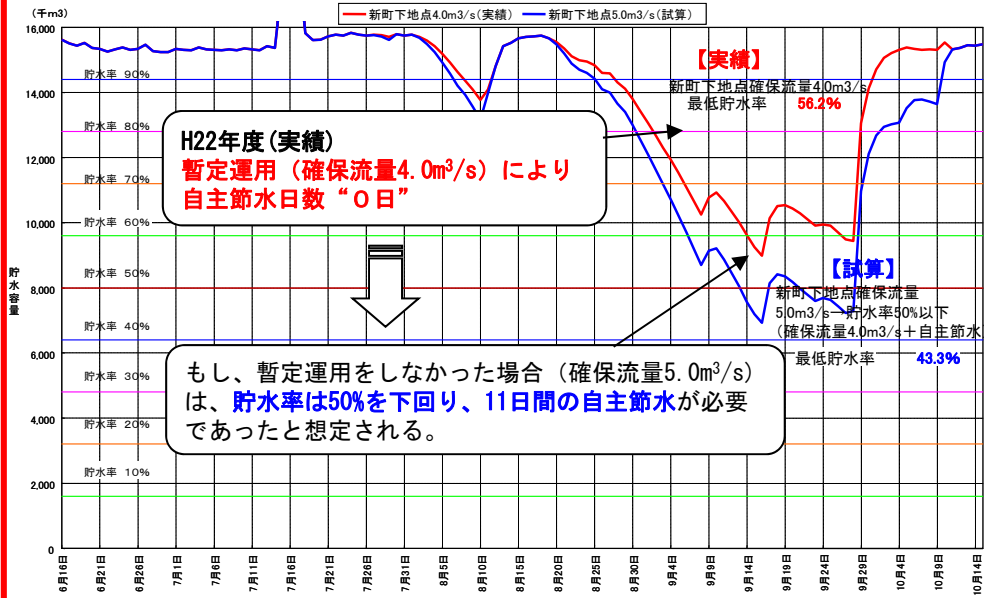
取水実態や治水上の必要性、河川環境への影響、近年の少雨化傾向等をふまえ、既存水資源開発施設の統合操作や再編、運用の見直しによる、より効率的な活用を図る。

【観点】既存水源開発施設の再編と運用の見直し実施状況 [指標]見直しによって効果をあげうる事案の調査検討内容

## 実施状況

桂川の日吉ダムについては、貯水率の低下に伴い、渇水対策調整会議の場において利水者間でダム放流量の削減や取水制限等の合意を得て、ダムの水を温存する運用を実施している。

■平成22年における新町下地点の確保流量の暫定運用効果(確保流量 $5.0\text{m}^3/\text{s}$ → $4.0\text{m}^3/\text{s}$ ) (日吉ダム貯水容量比較)



## 点検結果

【渇水対策の効果(実績)】

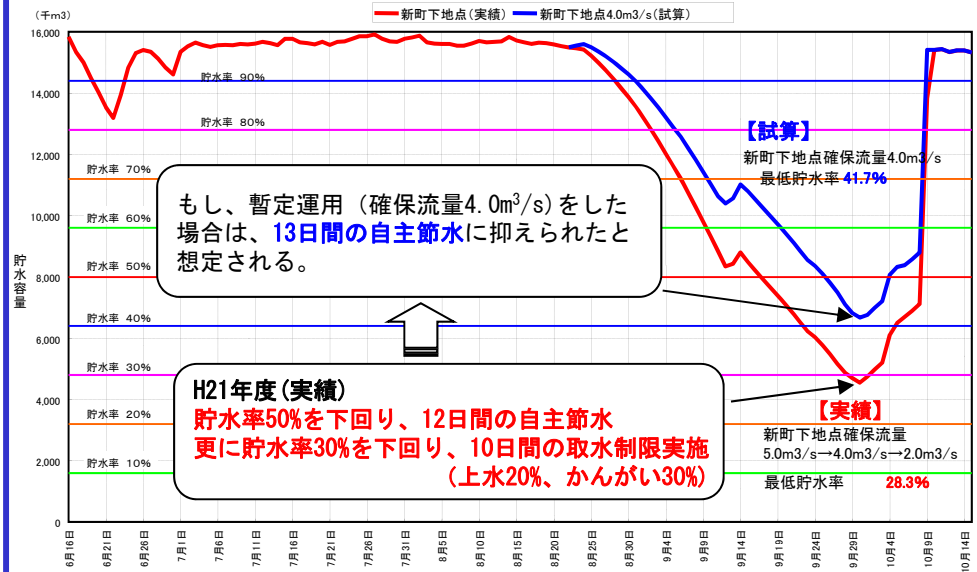
平成21年渇水の最低貯水率は28.3%であり、自主節水12日間、取水制限10日間(上道20%、かんがい30%)の渇水対策を実施した。

放流制限 新町下地点	取水制限		H21(実績)
	上水道	かんがい	
$4.0\text{m}^3/\text{s}$	自主節水		9月16日～9月27日(12日間)
$2.0\text{m}^3/\text{s}$	20%	30%	9月28日～10月7日(10日間)

※新町下地点確保量 $5.0\text{m}^3/\text{s}$ (通年)

【暫定運用の効果(試算)】

■平成21年における新町下地点の確保流量の暫定運用効果(確保流量 $5.0\text{m}^3/\text{s}$ → $4.0\text{m}^3/\text{s}$ ) (日吉ダム貯水容量比較)



今後も利水者等の協力を得ながら、状況に応じ適切な既存水資源開発施設の運用に努める。

点検項目	川らしい利用の促進
観 点	陸域・水陸移行帯の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取組状況(川らしい河川敷利用)
指 標	河川保全利用委員会の取り組み内容・回数

# 利 用 <河川保全利用委員会>

## <施策の概要>

河川敷利用にあたっては、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を推進するという観点から、現状の利用形態や公園整備のあり方を見直し、グラウンド、ゴルフ場等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用する施設については、地域と川との関わりをふまえながら縮小していくことを基本とする。

## 河川保全利用委員会とは

河川利用保全委員会とは、淀川水系各河川事務所直轄管理区間において、周辺環境及び地域特性に考慮しつつ、川らしい自然環境を保全・再生する観点に立って、公園等の占有のあるべき姿について検討を行い、占有施設の新設及び更新の許可にあたって、河川管理者に対し意見を述べることを目的として、河川管理者が設置するものである。

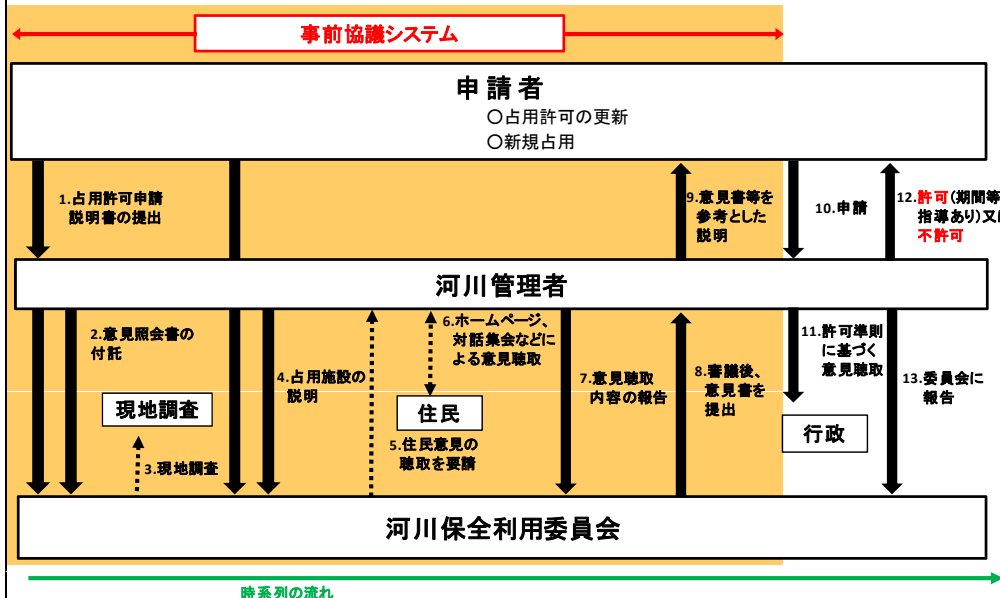


占有施設の新設及び更新の許可にあたっては、利用者の意見とともに、河川環境の保全・再生を重視する観点から学識経験者・自治体等関係機関からなる「河川保全利用委員会」の意見を聴き、周辺環境・地域特性を考慮しつつ検討することとする。なお、占有許可施設ではないが、グラウンドの形態に利用されている河川敷や河川敷内の民地の利用についても、必要に応じて河川保全利用委員会の意見を聴く。



河川保全利用委員会(猪名川)

### 【占有許可制度の流れ(公園等)】

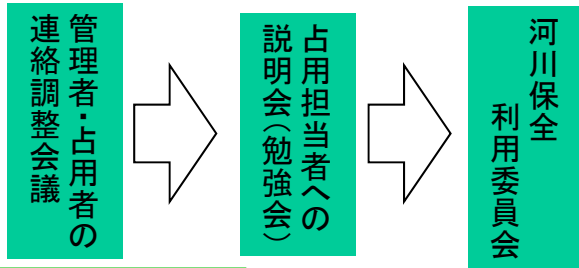


# 利 用 <河川保全利用委員会>

## 保全利用委員会の進め方

淀川管内河川保全利用委員会は、淀川水系淀川・宇治川・桂川・木津川において、周辺環境および地域性に考慮しつつ、川らしい自然環境を保全・再生する観点に立って、占用のあるべき姿について検討を行い、占用施設の新設および更新の許可にあたって、河川管理者に対して意見を述べることを目的とし、平成16年度から開催している。

近年では、審議・報告対象となる占用物についても、占用期限を迎え、更新作業として再度審議を行っていくため、淀川管内では、審議の効率化を図るため各自治体の占有者への勉強会やチェックリストの試行を実施している。

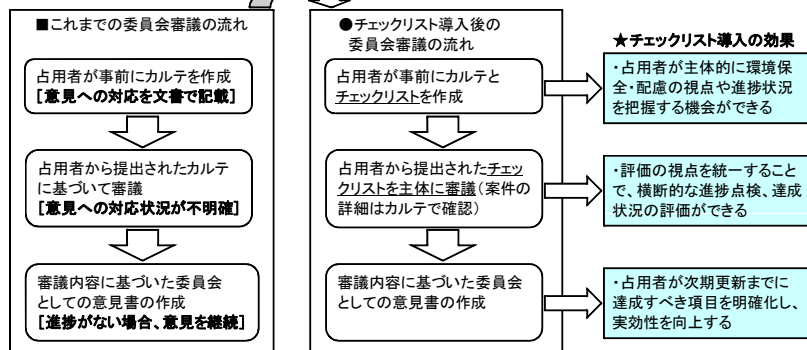


## チェックリストの試行

淀川管内河川保全利用委員会では、占用案件の個別評価と審議のための占用施設説明書（カルテ）等が整えられ、一定のルールに基づく審議が毎年度実施できるようになっているが、河川保全利用における環境保全・配慮の観点での占有者・利用者の取り組みに進捗が認められる占用案件は少なく、各占有者による実効性ある取り組みを促すため、「評価チェックリスト」を作成した。

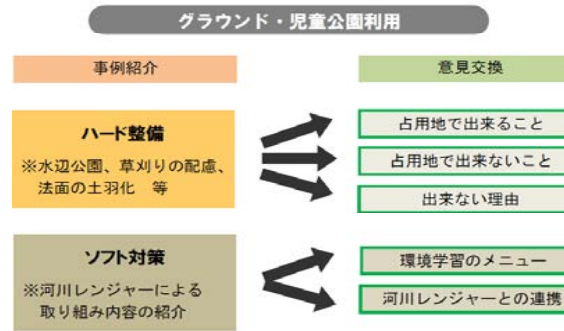
占有者が自ら占用施設とその周辺の環境特性や保全状況、配慮した取り組みの進捗状況等をチェックリストで評価することで主体性を高め、河川環境の保全、川らしい利用の推進に向けてより実効性の高い取り組みを促進する。

### チェックリストの導入



## 占有者への勉強会の開催

淀川河川事務所では平成20年度から、自治体等の占用申請の担当者に対して、勉強会を実施しており、自然環境の保全に配慮するような取り組みについての説明や河川レンジャーによる講義、ワーキングによる意見交換等を実施し、占用申請の担当者のスキルアップを図っている。



説明会（勉強会）における事例紹介と意見交換のイメージ

### ●河川保全利用チェックリスト（占有地 名称： ）

No	確認の視点	確認事項	評価区分	申請者による確認		河川管理者の意見	委員会の意見	
				評価値	評価理由・根拠			
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか (例) 総合計画、都市計画、緑の基本計画等	確認・把握する事項	H23年度予定			占有者の記載内容を河川管理者の目で確認、相違がないか等を確認の上、必要に応じてコメント	
2	避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例) 地域防災計画等							
3	堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか							
4	川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例) 水際部の占用面積を縮小・グラウンドを親水公園に変更・河川敷内で場所移動 等							
5	占用目的	占用目的は「川らしい利用、川でなければならない利用」に合致するか	確認の視点(大項目)					委員会審議の中で出た意見等を記入する
6	特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか	評価区分に従って、評価(○・△・×)および評価理由を記載						
7	利用状況は占有目的に合致しているか							
8	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例) 貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等	確認事項に対する評価の区分					

# 利 用 <河川保全利用委員会>

## 河川保全利用委員会の取り組みの事例

グラウンド、ゴルフ場等のスポーツ施設の縮小は、施設の利用実態等から進捗には時間を要するのが実態であるが、河川保全利用委員会の取り組みの一例として以下のものがある。

**事例①** 本来の目的は緑地であるにもかかわらず、長年野球場として利用されていた。保全利用委員会の審議を前にして、占有者が積極的に是正に取り組み、環境に配慮した緑地として再生された。

是正前



是正後



猪名川軍行橋東詰上流 (8.0k付近)

**事例②** 河川保全利用委員会から「多目的広場の代替地の確保又は縮小の検討を具体的かつ詳細に行うよう指導すること。」の意見を受け、占有者が縮小に取り組み、十分に利用されていない「緑地広場」は返還され、占有規模が縮小されている。

◆**占有面積** <変更前> 17,268.6㎡ → <変更後> 8,344.4㎡ (8,924.2㎡減)

占有規模縮小前



占有規模縮小後



野洲川天満大橋上流右岸 (1.5k付近)



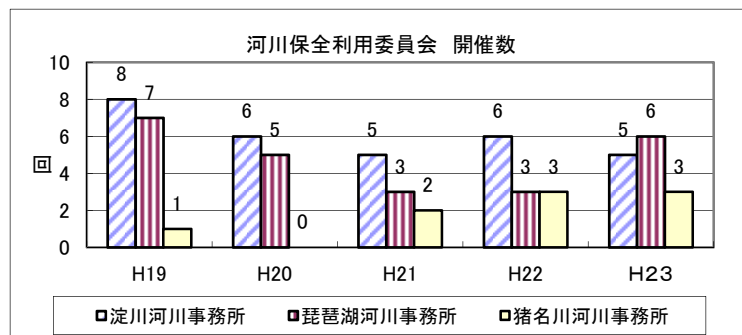
# 利 用 <河川保全利用委員会>

## 河川保全利用委員会の進捗状況

### 河川保全利用委員会の取り組み内容・回数

平成23年度は、計14回開催した。公園等施設の更新において、以下のような意見をいただいた。

- ・住民と行政が話し合い、情報を共有して対応することが大事である。河川保全利用委員会が少しでも情報共有の場になればよいと思う。



その他河川利用の実態を参考までに以下に示す。

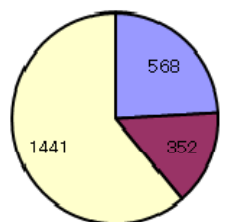
- ・淀川河川公園の整備済面積は平成19年-平成23年では拡大しておらず、平成23年時点の整備率は18.6%である。
- ・淀川は大都市圏を貫流する河川であり、広い高水敷にはスポーツ施設、広場等が整備され年間を通じて淀川水系で17,052千人(平成21年度)の利用者があり、利用形態では散策等が最も多く続いてスポーツ、釣りとなっている。
- ・高水敷の形態は平成19年-平成23年では大きく変化していない。平成23年時点の利用状況と占用面積の経年変化を以下に示す。

## 点検結果

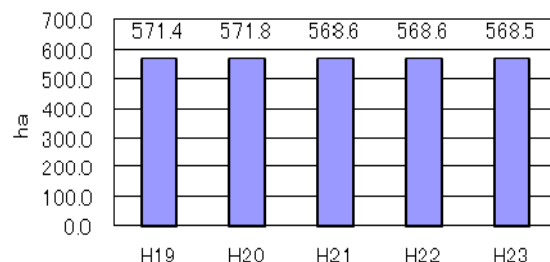
川らしい河川敷利用に向けて、河川保全利用委員会の意見を踏まえて、引き続き取り組みを進めていくものとする。

今後も周辺環境・地域特性を考慮しつつ、川らしい河川敷利用に向けて取り組んでいくものとする。

高水敷利用面積(H23) 単位: ha



占用面積



点検項目	憩い、安らげる河川の整備
観 点	憩い、安らげる河川の整備状況
指 標	バリアフリー化の内容・実施箇所数 水辺の整備内容 小径(散策路)の整備内容・延長

# 利用 <バリアフリー>

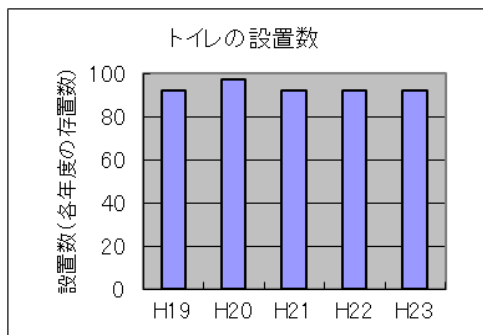
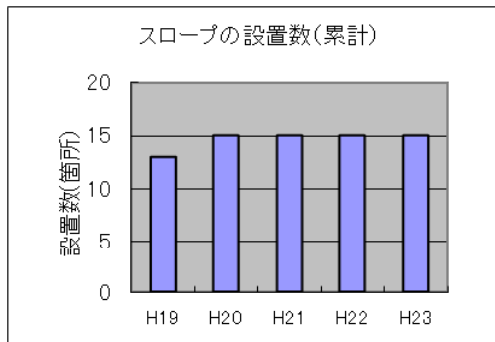
## <施策の概要>

憩い・安らげる河川の整備にあたっては、川らしい利用についての総合的な検討を行う。自然を楽しむことに加え、子供や高齢者が安心して利用できるよう配慮するとともに、多くの人利用しやすく集うことができる工夫を行うこととする。さらには地元自治体と連携して、最低限必要な施設（散策路、スロープ、トイレ等）の整備を行うとともに、住民団体等が維持管理を行う仕組みづくりや、自治体で行われている地域住民中心の管理制度について検討する。

【観点】憩い・安らげる河川の整備状況 [指標] バリアフリー化の内容・実施箇所数  
[指標] 水辺の整備内容  
[指標] 小径（散策路）の整備内容・延長

## バリアフリー化の内容・実施箇所数

憩い、安らげる河川の整備を示す指標として、平成23年度までに整備を実施してきたスロープ及びトイレの設置数の累計を以下に示す。  
平成23年度はスロープの新規設置は行っておらず、設置数の変化はない。また、トイレの存置数は前年度と同数となっている。



## 点検結果

川を子どもや高齢者でも安心して利用でき、多くの人気が集うことができる場となるよう、スロープを15箇所設置しているが、平成21年度から平成23年度は進捗していない。今後も河川を安心して、気軽に利用できる場として整備を進めるとともに、施設整備にあたってはバリアフリー化を進める。また、自転車や車椅子等の快適な通行を確保するため、河川敷及び堤防上面のバイク止めについては、構造・設置方法について検討のうえ実施する。



### ●ゲートの効果

構造的にバイクの進入を防止でき、車いすは通行できる車止めを設置したことにより、バイクの進入を防止できた。

# 利用 <水辺の整備内容>

## 水辺の楽校

水辺の楽校とは自然の状態を極力保全、あるいは瀬や淵、せせらぎ等の自然環境を創出するとともにアクセス改善のための緩傾斜河岸の整備等を通じ、環境学習や自然体験活動を行える安全な水辺を整備するものである。

木津川の恵まれた自然と道の駅に隣接する立地条件を活かし、子供の安全な環境学習や川遊びの場を提供するとともに、散策路（河川管理用通路）を設け、道の駅に訪れる観光客や周辺住民の憩いの場として三本松地区水辺の楽校を整備した。

また、自然の状態を出来るだけ保全、あるいは再現しながら、子ども達が自然と出会うより安全な水辺をつくり、地域の水辺を環境学習の場、自然体験の場、遊びの場などとして活用していくこととして笠置地区水辺の楽校を整備した。

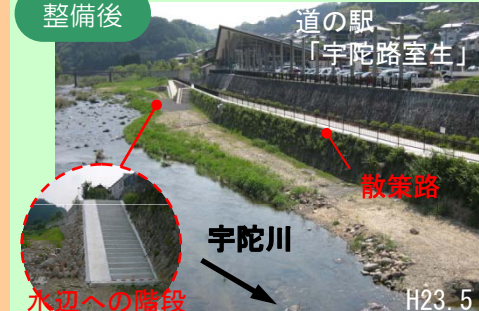


## 三本松地区水辺の楽校

整備前



整備後



川岸の整備や水辺への階段の設置により安全性、利便性が向上し、「子どもの水辺サポートセンター」の支援により、環境学習や川遊びの場としての利用が促進されている。また、道の駅と連続した散策路の整備により、訪れる観光客や周辺住民の憩いの場を創出している。

## 笠置地区水辺の楽校

整備前



整備後



水辺への階段や坂路の設置、河岸の整備により安全性、利便性が向上し、「子どもの水辺サポートセンター」の支援により、環境学習やカヌー利用が促進されている。また、恵まれた自然環境や景観を生かす散策路の整備により、周辺住民の憩いの場を創出している。

## 水辺の整備の進捗状況

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
三本松地区水辺の楽校	測量	設計		施工			
笠置地区水辺の楽校			測量	設計	施工		

## 点検結果

人々が水辺に親しみ近づくことのできる環境整備が進められている。今後も、引き続き地域の方々や河川レンジャー等の意見を聴きながら、その地域に応じた水辺の整備を進めていく。

# 利 用 <小径(散策路)整備内容・延長)>

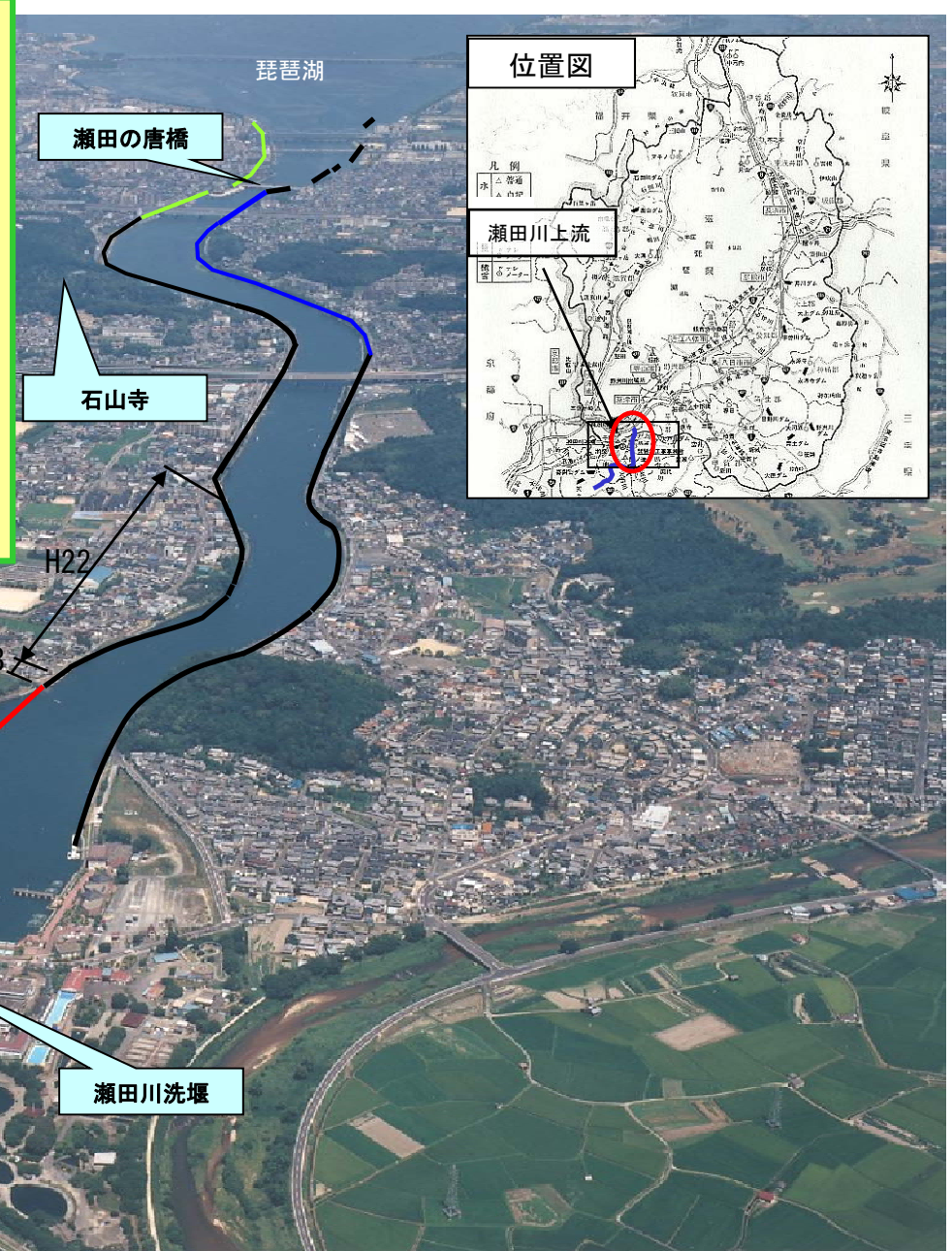
## 小径(散策路)の整備

琵琶湖・淀川流域圏において、広域的な水辺の散策路ネットワークの整備について関係機関と調整を図り、小径(散策路)の整備を推進していく。

### ●瀬田川の事例

瀬田川沿川には、豊かな自然や、石山寺、瀬田の唐橋、南郷温泉といった観光資源が多く存在している。これらの観光資源を活用し瀬田川に沿って展開する大津市南部地域の観光軸の強化と瀬田川沿いに連なる周遊空間を連続的に移動できる散策路整備を大津市が地域活性化の重要施策として位置付けている「かわまちづくり」(地域と連携した川づくりに係る事業)により大津市と連携し、災害時の代替交通路にも利用できる管理用通路として整備する。また、散策路整備にともない環境護岸を整備し、瀬田川の水辺環境の向上を図る。

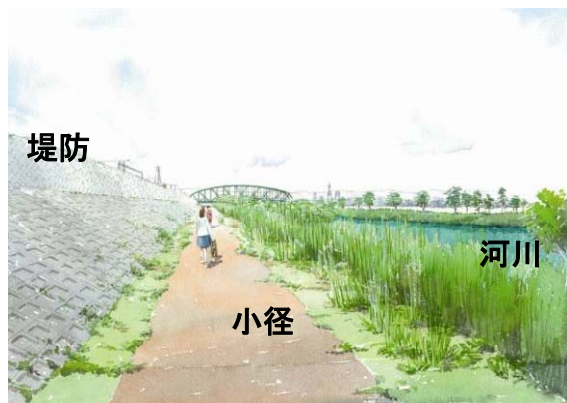
平成25年度は未整備箇所である宇治発電所取水路において、管理用通路の橋梁の桁架設を行い、平成26年度完成を目指す。これにより、瀬田の唐橋から瀬田川洗堰のループ区間の整備が完了する。



# 利用 <小径(散策路)整備内容・延長>

## 小径(散策路)整備の進捗状況

歩行者等が河川に沿って容易に移動でき、安全に水辺に近づけるよう、小径(散策路)の整備を継続して実施する。なお、自転車と歩行者との安全な利用について検討するほか、河川の距離標の表示を見やすくするなど利用者の利便性の向上を図る。



小径の整備イメージ

全体計画96.7kmのうち、宇治川の左岸37.2~39.2k等や瀬田川の右岸70.6k~71.3k等で整備を進めてきた。

この結果として、平成23年度までに小径(散策路)の整備延長として10.31kmを達成した。



大津市千町地先  
整備前

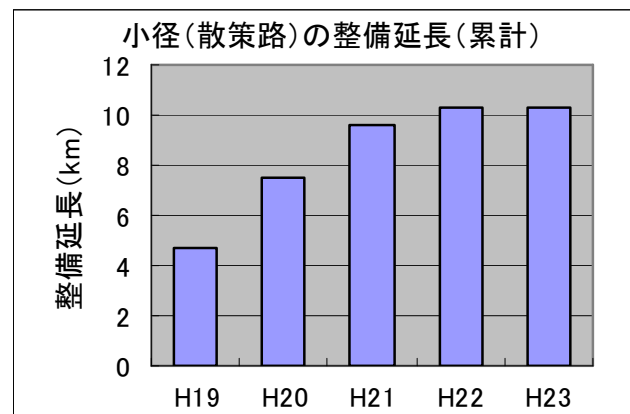


整備後

## 点検結果

小径(散策路)の整備は、平成21年度は2.1km、平成22年度は0.7km、平成23年度は0.05km実施し、平成23年度末までに10.31kmが整備され、水辺を散策する人々の姿が多く見られるようになった。

今後とも、各整備箇所の特性を考慮した整備内容を検討しつつ、整備の推進を図り、川とまち・地域間の水辺のネットワークの形成に努めるとともに、琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会において、広域的な水辺の散策路ネットワークの整備について関係機関と調整を図り、利用者の視点にたった活用促進方策について検討していく。



## 地域との連携



大津市黒津地先